

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月28日
【事業年度】	第30期（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）
【会社名】	株式会社ジェイック
【英訳名】	JAIC Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 剛志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目101番神保町101ビル7階
【電話番号】	03 - 5282 - 7600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 谷中 拓生
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目101番神保町101ビル7階
【電話番号】	03 - 5282 - 7608
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 谷中 拓生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2018年1月	2019年1月	2020年1月	2021年1月
売上高 (千円)	2,473,812	2,702,050	3,030,857	2,241,304
経常利益又は経常損失 () (千円)	155,425	221,067	333,586	277,630
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) ()	84,537	173,843	213,547	221,833
包括利益 (千円)	94,544	167,702	219,698	213,263
純資産額 (千円)	239,724	408,033	1,027,579	754,920
総資産額 (千円)	1,876,485	2,188,052	2,080,304	2,255,559
1株当たり純資産額 (円)	324.87	552.97	1,158.23	845.23
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	114.57	235.59	269.43	249.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	241.25	-
自己資本比率 (%)	12.9	18.7	49.4	33.8
自己資本利益率 (%)	38.2	53.4	29.7	-
株価収益率 (倍)	-	-	26.76	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	115,080	152,338	384,801	404,303
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	144,516	88,624	222,997	155,862
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	188,071	27,395	247,747	543,318
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,157,245	1,247,841	1,162,012	1,145,140
従業員数 (人)	181	187	203	218
(外、平均臨時雇用者数)	(37)	(33)	(35)	(47)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算出しております。
3. 第27期及び第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は2019年10月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場にしており、新規上場日から第29期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 第27期及び第28期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第30期の株価収益率及び自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

6. 第27期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2017年 1月	2018年 1月	2019年 1月	2020年 1月	2021年 1月
売上高 (千円)	1,969,694	2,409,539	2,627,144	2,956,556	2,210,477
経常利益又は経常損失 () (千円)	45,519	156,293	221,655	330,901	270,153
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	27,173	82,410	174,938	211,671	221,799
資本金 (千円)	77,395	77,395	77,395	252,827	255,171
発行済株式総数 (株)	7,779	7,779	7,779	905,800	911,800
純資産額 (千円)	176,619	243,020	410,684	1,027,435	762,277
総資産額 (千円)	1,523,556	1,868,286	2,186,615	2,075,484	2,222,354
1株当たり純資産額 (円)	23,935.41	329.34	556.56	1,158.06	853.47
1株当たり配当額 (円)	4,000	-	6,000	72	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	3,682.54	111.68	237.08	267.07	249.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	239.13	-
自己資本比率 (%)	11.6	13.0	18.8	49.5	34.3
自己資本利益率 (%)	-	39.3	53.6	29.5	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	27.00	-
配当性向 (%)	-	-	25.3	27.0	-
従業員数 (人)	156	176	181	197	212
(外、平均臨時雇用者数)	(35)	(37)	(33)	(35)	(47)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	40.4
(比較指標：東証マザーズ指数) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(146.8)
最高株価 (円)	-	-	-	12,650	7,290
最低株価 (円)	-	-	-	7,210	2,649

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算出しております。
3. 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第26期及び第28期については当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
4. 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第27期、第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は2019年10月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、新規上場日から第29期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 第26期及び第30期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第26期から第28期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第30期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第26期及び第30期の配当性向は、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 当社は、2019年10月29日をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、第26期から第29期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第30期の株主総利回りおよび比較指標は、第29期末を基準として算定しております。
9. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。なお、2019年10月29日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
10. 第27期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第26期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

2【沿革】

当社は、東京都渋谷区において1991年3月にユーティサービス株式会社（現 株式会社ジェイック）として設立しました。当社の事業の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
1991年3月	東京都渋谷区渋谷四丁目3番1号にユーティサービス株式会社（現 株式会社ジェイック）設立
1993年3月	東京都新宿区大久保一丁目9番12号に本社移転
1995年9月	東京都港区西麻布三丁目21番24号に本社移転
1997年3月	株式会社ジェイックへ社名変更
1997年4月	東京都新宿区西新宿三丁目1番5号に本社移転
1998年1月	営業社員と幹部社員を対象とした教育研修事業を開始
1999年9月	東京都千代田区神田和泉町1番地6の1に本社移転
2000年4月	一般労働者派遣事業許可を取得
2000年8月	有料職業紹介事業許可を取得
2001年4月	教育研修事業の顧客のご要望で営業職を中心とした即戦力人材紹介事業を開始
2002年4月	東京都千代田区神田神保町一丁目101番 神保町101ビル7階に本社移転
2004年3月	行政（各都道府県の労働局など）の委託を受け雇用対策支援事業を開始
2005年5月	20代の未就業者を対象とした教育融合型人材紹介サービス「営業カレッジ®」を開始
2007年9月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、大阪支店を開設
2009年3月	プライバシーマークを取得
2011年1月	大学のご要望で4年生後半の就職活動を支援する「新卒カレッジ®」を開始
2011年4月	「7つの習慣®」のフランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社と業務提携
2012年1月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、横浜支店を開設
2013年1月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、大宮支店を開設
2013年2月	香港に杰意可有限公司を設立
2013年6月	上海に上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司を設立 「原田メソッド」の株式会社原田教育研究所と業務提携
2013年10月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、名古屋支店を開設
2013年12月	対象者を20代の女性未就業者に絞った「女子カレッジ®」を開始
2014年7月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、新宿支店を開設
2015年4月	1年間で次世代リーダーを育成する「リーダーカレッジ」を開始
2016年3月	職業紹介優良事業者認定を取得
2017年4月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、福岡支店を開設
2017年8月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、池袋支店を開設 対象者を大学中退者に絞った「セカンドカレッジ®」を開始
2018年1月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、梅田支店を開設
2018年4月	基準適合一般事業主認定（えるぼし）を取得
2018年8月	若手社員の定着・活躍を支援する半年間の研修プログラム「エースカレッジ」を開始
2018年12月	「営業カレッジ®」を「就職カレッジ®」に名称変更
2019年10月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年1月	「就職カレッジ®」の需要拡大により、仙台支店を開設
2020年2月	「就職カレッジ®」の需要拡大により、広島支店を開設 30代限定の教育融合型人材紹介サービス「30代カレッジ®」を開始
2020年7月	教育融合型人材紹介サービスにおける求職者対応強化のため、熊本オフィスを開設

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ジェイック）、子会社2社及び関連会社1社により構成されており、教育融合型人材紹介サービスを主な業務としております。

なお、当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであります。

（教育融合型人材紹介サービス「カレッジ事業」）

（1）事業の概要

当社グループでは、主に従業員数300名未満の中堅中小企業に対して「就職ポテンシャル層」に教育の機会を提供したうえで紹介をするという教育融合型人材紹介サービスを対象者別に展開しております。「就職ポテンシャル層」とは、フリーターや第二新卒、大学中退者や就活に苦戦したり出遅れたり、地方故に就職活動に制約があったりする大学4年生、留年生、留学生など、各々の事情によって採用市場において不利な立場に置かれているものの、就職活動という人生の中でも大きなライフイベントを経て成長を遂げたり、自分に合った企業や仕事に出会うことで意欲や才能に目覚めたりする可能性がある人材層と当社グループが定義したものであります。

現在、主に20代の就職に苦戦するフリーター、第二新卒層を対象とした「就職カレッジ®」、その中でも女性だけを対象とした「女子カレッジ®」、大学中退者を対象とした「セカンドカレッジ®」、新卒の就職活動において続々と内定が出る時期（現在で言えば6月）を超えてもなおなかなか内定が出ずに苦戦していたり、部活動や単位取得等で就職活動に出遅れたりしている大学4年生を支援する「新卒カレッジ®」、「就職カレッジ®」の対象年齢を一部の就職氷河期世代を含む30代に特化した「30代カレッジ®」を教育融合型人材紹介サービスとして行っております。また、採用された求職者の定着と活躍の支援、及び採用した企業の組織力強化のために、採用される求職者向けには半年間にわたる早期戦力化プログラム「エースカレッジ」、その上司となる若手リーダーや次期リーダー層を対象に、1年間にわたるリーダー育成カリキュラムを提供する「リーダーカレッジ」を行っております。

また、当社グループの教育融合型人材紹介サービス「カレッジ事業」の価値の中核をなす教育ノウハウに磨きをかけるべく、従業員数300名未満の中堅中小企業をターゲットにクライアント企業の人材育成のために、幅広くきめ細かい教育研修サービスを提供しております。全世界で3,000万部のベストセラーとなったビジネス書「7つの習慣®」や、目標達成するスキルと人格を育てる「原田メソッド」など、普遍性が高く、スキルだけではなくそのベースとなる考え方に働きかける研修コンテンツを中堅中小企業の現場で実践できるようカスタマイズして提供し、自ら考え、自ら行動するクライアントの社員育成に貢献しております。

（2）事業の特徴

「就職ポテンシャル層」への特化

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少することが確実な日本において、まだ活かされていない潜在的な労働力を社会に供給することは雇用を増やすことであり、とても価値があることだと当社グループでは捉えております。いわゆるキャリアを持った求職者の転職支援ではなく、前述したフリーターや大学中退者、二極化が進む就職活動において苦戦する大学4年生などの「就職ポテンシャル層」の就職支援に特化している人材紹介会社は非常に少なく、独自性と社会性があると考えております。

就職後を見据えた無料就職支援講座の提供

企業向けの教育研修サービスで培ったノウハウを活かし、無料就職支援講座をクライアントにご紹介する前に求職者の方々に無料で提供しております。この無料就職支援講座では、就職を勝ち取るための自己分析や面接対策といった内容はもちろん、社会人として働く心構えやビジネスマナー、コミュニケーションについて学ぶことができます。この無料就職支援講座と人材紹介を組み合わせた教育融合型人材紹介サービスというビジネスモデルが業界内でも独自性が高いものと考えております。

クライアントと求職者が確実に会える機会の提供

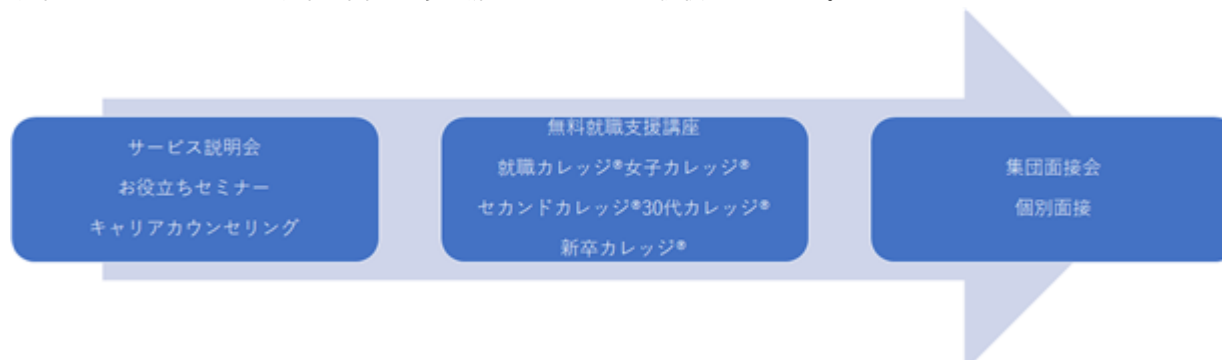
無料の就職支援講座を受けた求職者とクライアントをマッチングさせる機会として、「集団面接会」という求職者とクライアントが総当たりで面接をする場を提供しています。人材紹介会社は、求職者に1社1社ご紹介してマッチングさせることが標準であるため、特徴的な仕組みになっています。売手市場で求人媒体に求人広告を出しても、人材紹介会社に紹介を依頼してもなかなか面接に人が来てくれないという悩みを抱えるクライアントにとっては、求職者に確実に会うことができ、自社のアピールをできることがメリットになっています。求職者にとっても、一度に多くの企業と面接をすることで自分との相性を効率的に見極めたり、興味がなかった業界や職種に目を向けて視野を広げる機会になるものと考えております。

求職者の入社後の定着・活躍支援

本質的に考えれば、就職する求職者にとっても、採用するクライアントにとっても、就職はゴールではなくスタートです。しかし、人材紹介会社は「就職・採用」を役務提供として対価をいただいているが故に、入社後の支援がおざなりになりがちであることが業界の課題の1つです。当社グループは、教育研修サービスで培ってきた若手社員を育成するノウハウを活かして、入社前の不安を和らげる入社前研修に始まり、入社後1年にわたって報連相や人間関係、タイムマネジメントなど、求職者が働き始めてからぶつかりやすい壁を突破するための研修プログラムを提供することで、求職者の定着と活躍を支援しております。こちらも業界内で特徴的な取り組みとなっております。

(3) 当社サービスについて

以下a~dの4サービスは以下の図のような流れでサービスを提供しています。



求職者が抱える不安や課題意識は一人ひとり異なりますので、窓口はサービスの説明会だけでなく、自己分析の仕方やブラック企業に入らないためといった求職者の不安や課題意識に応じたお役立ちセミナー、1対1のキャリアカウンセリングとバリエーションを広く持っております。キャリアカウンセリングも自己分析への関心が強い方に対しては、事前に当社グループが提供しております適性診断を受験いただき、その結果を基にしたフィードバックやカウンセリングを行っております。

その後、求職者には社会人として必要な考え方とビジネスマナー、面接力を上げるための終日5日間の無料就職支援講座を提供しております。当社グループが教育研修事業で培ってきたノウハウを活用し、世界的に有名な「7つの習慣®」や目標達成する人格とスキルを磨く「原田メソッド」など、単純なビジネスマナー研修や就職対策講座ではなく、この少子高齢化が進んで個人と組織の労働生産性を高めていくことが求められる社会の中で、求職者が主体性を発揮し、周囲の方々と信頼関係を構築して成果を出していくために必要な土台を作れるような内容となっております。これは企業側にもメリットがあり、時間やコストの面でなかなかトレーニングができない中堅中小企業において、その手間と時間、コストを省くという点がメリットとなっております。

当社カレッジ事業の主な研修メニュー



a 「就職カレッジ®」

大学卒業時までには内定を得られなかった方や早期退職をしてしまった方、フリーターの方等を対象とした無料就職支援サービスです。サービスを開始した2005年当時から現在に至るまで、これらの求職者層に特化している、教育研修と融合した人材紹介サービスという点で独自性の高いサービスです。サービス開始から現在に至るまで、フリーターという潜在的な労働力を世に送り出し続けてきました。採用されたクライアント先で幹部社員になった方もおり、雇用創出という社会貢献だけでなく、求職者の可能性を開放するサービスです。集団面接会に参加する企業の募集職種は営業職を中心に、サービス・販売職、エンジニア職、技術職などがございます。

b 「女子カレッジ®」

「就職カレッジ®」同様、フリーター、既卒、第二新卒を対象とした無料就職支援サービスですが、20代を中心とした女性に特化してサービスを提供しております。女性ならではのビジネスマナーや、ライフイベントを考慮したキャリアを考えるコンテンツなど、研修カリキュラムを「女性」に合わせて変更しているのが特徴です。研修後は「就職カレッジ®」同様、未経験でもじっくり育成していこうという理解があるだけでなく、女性の活躍フィールドがあるクライアントを紹介しており、事務職の求人もあるのが「就職カレッジ®」との違いです。

c 「セカンドカレッジ®」

大学中退者を専門に無料就職支援サービスを行っております。大学中退者の中には、大学卒のフリーターに対して学歴という側面から劣等感を持っている方がいるほどですので、「就職カレッジ®」から派生させて中退者専門のサービスとして立ち上げることによって、同じ境遇の方々が安心して参加できるようにいたしました。

勇気を出して一步を踏み出せば、劣等感があって「もう戻りたくない」という気持ちが強い分、フリーターよりも相対的に粘り強く、研修の卒業率や就職率が高いことが特徴です。そうした特徴を持っているので、研修でも「やり切る」ことを1つのテーマにしており、やり切ったことを自信に変えるカリキュラムにしているのが特徴です。

d 「新卒カレッジ®」

新卒で就職活動を行う大学4年生を専門に無料就職支援サービスを行っております。企業の内定出しのピークを迎える6月を過ぎてもまだ内定を取得していない学生、部活動や単位取得、留学、公務員や資格試験で就職活動自体が遅れている学生の支援を強みにしております。新卒の就職活動は二極化が進み、自分の力で問題なく内定を取得して意思決定できる学生と、そうでない学生がいます。当社グループのノウハウを活かせる対象者は後者の学生ですので、他社が次年度にシフトする後期（夏以降）が支援のピークになるというのが他社との違いです。

学生との接点は、全国100校以上の大学の就職課やキャリアセンターと提携（2021年3月末時点）することで持っており、学生に対して、サービスの説明会を開催し、面接パフォーマンス向上を目的とした1日間の研修を実施しております。授業等もあり、「就職カレッジ®」等のように数日間にわたる研修ができませんので、研修は面接パフォーマンスの向上に特化して行っております。

研修後は他のカレッジ同様、集団面接会を開催し、求職者とクライアントとのマッチングを行っております。他のカレッジは従業員数30名～80名の規模の企業がクライアントのボリュームゾーンであるのに対し、「新卒カレッジ®」のボリュームゾーンは従業員数100名前後と少し規模が大きくなります。上場企業やそのグループ会社などもクライアントとなっており、企業規模が上がる分、定着率も他のカレッジと比較して高い傾向がございます。

e 「30代カレッジ®」

一部の就職氷河期を含む30代の正社員就職希望者を対象とした無料就職支援サービスを行っております。20代の方々に混ざっての参加は心理的に抵抗がある方もいることから、「就職カレッジ®」の30代専門コースとして派生させました。

研修後は他のカレッジ同様、集団面接会を開催し、求職者とクライアントとのマッチングを行っております。平均年齢が比較的高い企業の中には、20代の採用は上司との年齢が離れすぎて入社後のギャップにつながると捉える企業や、就職氷河期に採用を控えており、社員の年齢構成バランスを改善したいという企業があります。まだ開催回数は少ないですが、20代中心の「就職カレッジ®」と変わらない決定率で推移しており、一定の採用ニーズがあるものと考えております。

f 「リーダーカレッジ」

「周囲を巻き込み結果を出し続ける」というコンセプトの下、参加者の具体的な行動変容を目的とするリーダー育成プログラムとなっております。1クラス30名前後で構成され、月1回の研修を12回、1年間を通して受講していただきます。対象者は各社の若手リーダーとその候補者が中心で、年齢層は20代後半～40代前半です。カリキュラムは、「7つの習慣®」を通してリーダーとしての人格を高める、「原田メソッド」を通して自ら目標達成し、メンバーにも目標達成させるスキルを高める、メンバーとのコミュニケーションスキルを高めるという3つのポイントを重視したもので、主にリーダーとして必要なヒューマンスキルを磨く内容になっております。

g 「エースカレッジ」

若手社員の早期戦力化と、定着と活躍の支援を目的とする若手エースの育成プログラムです。対象者は新卒1～3年目などの若手社員が中心で、1クラス30名前後で構成され、月1回の研修を6回、半年間を通して受講していただきます。カリキュラムは1人のプロフェッショナルとして自立して成果を出す社員になるために、上司や同僚からの360度評価を通じて自己の課題と向き合うとともに、プロフェッショナルとしての考え方と、成果を出すためのベースとなる時間管理やPDCAサイクルをまわすスキルや、トレーニングをする機会の少ないコミュニケーションスキルやタイプ別のコミュニケーション方法などを学ぶ内容になっております。

h 「7つの習慣®」研修

全世界で3,000万部のベストセラーとなったビジネス書「7つの習慣®」に基づき、中堅中小企業向けにカスタマイズした当社グループオリジナルの研修であり、スキルよりも考え方の変革を重視した内容となっております。組織全体のベクトルを合わせ、理念や目標の浸透をスムーズにする「考え方」と「組織文化」を作り、自ら考え、自ら行動する組織風土の醸成を目的としております。対象者は全社員、標準の研修期間は2日間となっておりますが、組織への浸透を目指すクライアントのオーダーによってはフォローアップ研修等も提供しております。

i 「原田メソッド」研修

「原田メソッド」とは、中学校の教員であった原田隆史氏が大阪の公立中学校の陸上部を指導し、7年間で13回の日本一という成果を出した、人間の行動科学や心理学に基づいた目標達成方法です。当社グループでは、中堅中小企業向けに「原田メソッド」をカスタマイズして提供しております。目標を自ら設定し、目標を達成する計画を立て、計画を実行していくセルフマネジメントの手法を習得し、目標達成に向けた質の高いコミュニケーションの活性化を目的としております。対象者は全社員、研修期間は3日間となっております。

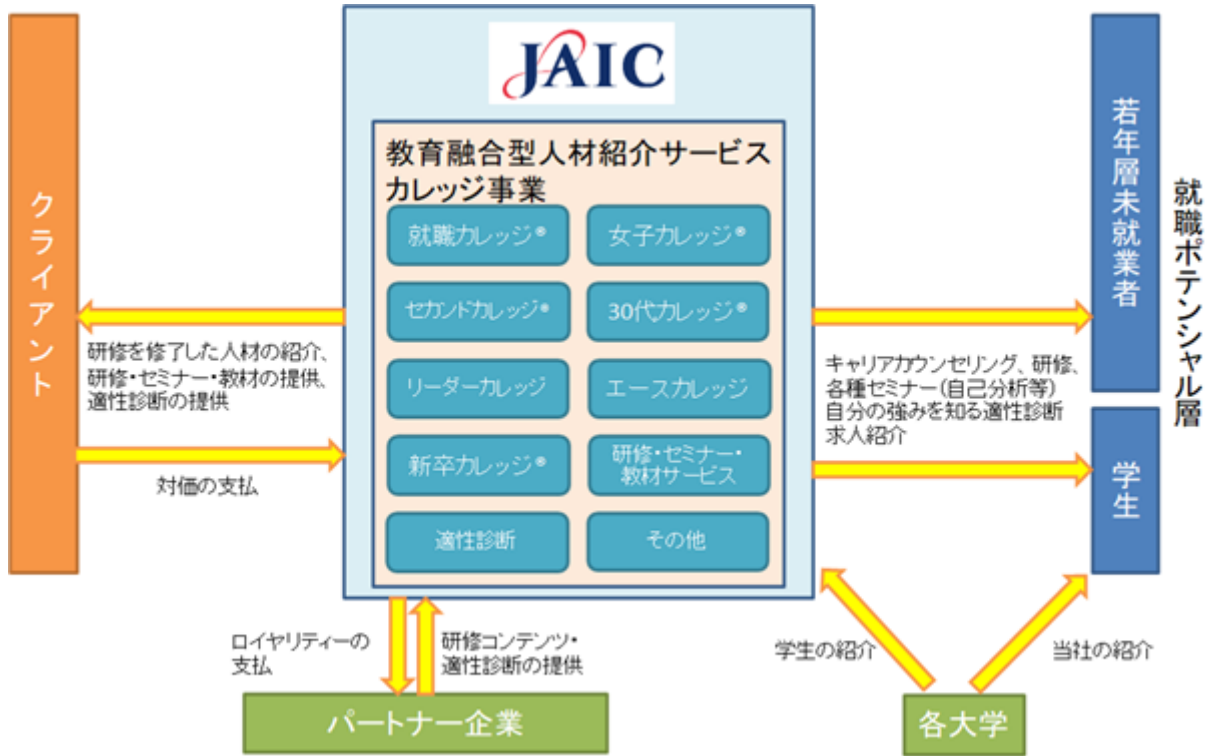
j 「ディスカバリー」研修

「ディスカバリー」研修は、「7つの習慣®」研修を新入社員や社会人2～3年目の若手社員を対象にカスタマイズした研修プログラムです。組織の一員としての役割と責任を考えるワークを通じて、学生から社会人、社会人からプロフェッショナルへというマインドチェンジを促す内容になっているのが特徴です。

k 新入社員研修「仕事の基礎の基礎」

当社グループで15年以上にわたって開催している新入社員研修です。新入社員研修といえば＝マナー研修というイメージが強いですが、仕事の基礎の基礎では、仕事とは、働くとは、といった根本的なところから考えることで、学生から社会人へと意識を切り替え、やる気のスイッチを入れるという点が特徴です。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

区分	名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
連結子会社	上海杰意可邁伊 茲企業管理諮詢 有限公司	中国上海市	42,000	人材育成事業 (上海セミナー、 講師派遣・講演、教材 販売等)	55.0 (55.0)	当社サービスを海外 展開しております。 資金援助を行って おります。 役員の兼任あり。
	杰意可有限公司	香港特別行政区	100	株式の所有	100.0	資金援助を行って おります。 役員の兼任あり。
持分法適用 関連会社	株式会社レイル	東京都新宿区	50,016	人材ビジネス事 業、パソコン検 定試験事業、教 科書・流通販売 事業	30.0	適性診断エンジンの 供給元

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 特定子会社に該当する会社はありません。
4. 上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司は、債務超過会社であり、債務超過の額は2020年12月31日時点で41,734千円となっております。
5. 株式会社レイルは、債務超過会社であり、債務超過の額は2020年7月31日時点で240,154千円となっております。
6. 「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載した持分法を適用していない関連会社(プレシャスデイズ株)は、上記には記載しておりません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
カレッジ事業	218 (47)
合計	218 (47)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2021年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
212 (47)	33.6	4.7	4,133

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含み、2020年2月から2021年1月の期間で算出しております。
3. 当社はカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループのミッションは「企業のホームドクター、人材のメンターとなり、人と組織の限りない可能性に貢献し続ける」、ビジョンは「「学ぶ楽しさ」「働く幸せ」「成長する喜び」に満ちあふれた社会を実現する。」ことであります。当社グループはこれまでの実績や経験を通じて、「人と組織の可能性は無限である」と確信をしております。

「就職カレッジ®」を通じて内定を勝ち取った第二新卒やフリーターの若者たちが正社員として就職し、2年後3年後に成長した姿を見せてくれます。「7つの習慣®」を学ぶことで、社風が改善された中堅中小企業が存在します。若者の採用によって、多くの中堅中小企業が活性化し、元気になります。当社グループは一人でも多くの雇用を生み出し、一人でも多くのビジネスパーソンの人生が輝き、一社でも多くの中堅中小企業が「いい会社」と言われる存在になるために、尽力してまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略

矢野経済研究所の調査によると、人材紹介業の市場規模は事業者売上高ベースで2019年度3,080億円（前年比1.7%増）から2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けての縮小を予測しており、人材派遣業や再就職支援業も合わせた人材ビジネス3業界で前年比7.2%減となる見込みであります。2021年度も景気の先行き不透明感から、2018年度まで続いていた人材紹介業の10%超の高い市場規模伸長は見込めないものと推測しております。

一方で、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少していくというマクロトレンドには大きな変化はなく、引き続き若年層の労働力不足の問題は慢性的になることが想定されます。当社グループにおいては、人の成長や変化を促す教育ノウハウに磨きをかけることで教育融合型人材紹介サービスというサービスの価値を保ちつつ、オンライン化による居住地を問わない求職者支援と営業強化による求人開拓を通じての雇用創出の増加、販促費当たりの生産性向上による収益性向上を目指してまいります。また、採用から定着・活躍のプロセスでクライアントと求職者に継続的に貢献していくことで、クライアントあたりの累計売上の増加を目指してまいります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

営業の強化

求人企業数の回復と教育融合型人材紹介サービスを利用する求職者の決定率の回復が短期的な業績回復において重要な要素であると認識しております。営業管理の強化、営業ノウハウの横展開、営業パーソンの中途採用、見込客獲得のためのマーケティングやインサイドセールス機能の強化に取り組んでまいります。

求職者の持続的な獲得とコスト抑制

現在は新型コロナウイルス感染症の影響で有効求人倍率は落ち込んでいるものの、国内の人口動態から考えると遠からず売手市場に返ることが予想されます。売手市場でも求職者を持続的に獲得し、効果的かつ効率的なマーケティング施策により求職者の獲得コストの高騰を抑えることが中長期的な収益性向上において重要な要素であると認識しております。SEO対策（検索エンジン最適化）、提携大学との関係強化及び新規開拓による大学ルートでの学生確保、一度登録した求職者とのリレーションを持ち続けられるような仕組みの構築も含めた求職者の登録から来社への歩留まりの改善に取り組み、求職者の登録数を伸ばしながらも、販促費の生産性向上に努めてまいります。

多様な事業展開

新型コロナウイルス感染症拡大により、対面での研修が実施できなかった教育研修事業だけでなく、中心事業である教育融合型人材紹介サービスのカレッジ事業においても支援対象者を就職ポテンシャル層（就職が一筋縄ではないフリーター、既卒者、大学中退者などの求職者を表した当社の造語であります）とするが故に大きな影響が出ました。このことにより、改めて事業ポートフォリオの多様化によるリスク分散の必要性を認識しました。オンライン化したサービスでの収益回復に努めつつ、中期的には新規事業やM&A等を通じた事業ポートフォリオの見直しを図ってまいります。

人材の確保及び育成

当社グループにとって最も重要な経営資源は人です。当社グループが展開する教育融合型人材紹介サービスを展開するうえでは、当社グループのミッションやサービスに共感し、求職者に親身に接し、手塩にかけて育てる人材の存在が欠かせない要素であります。また、中期的な事業拡大のためにはマーケティングやITに強い人材やマネジメントができる人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。適性診断を用いた職種毎のペルソナの設定に取り組むことで、各職種における職務特性に適した人材を採用できるようにしつつ、人事には引き続きエース級の社員を充て、採用後の戦力化、中核を担う人材を育成するための研修制度の充実等を促進してまいります。

情報管理体制の維持強化

当社グループは教育融合型人材紹介サービスを行っており、多数の個人情報を持しているため、情報管理を重要な課題の1つとして認識しております。当社は2009年にプライバシーマークを取得し、その制度に適した個人情報保護マネジメントシステムを構築し、今日に至るまで運用してきております。また、2016年には公益社団法人全国職業紹介事業協会から事業運営、コンプライアンス体制等に優れた人材紹介会社に対する民間職業紹介認定である職業紹介優良事業者認定を受けております。今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内研修の実施、セキュリティシステムへの投資等により、情報管理体制の維持強化に努めてまいります。

内部管理体制の強化

当社グループが急速な事業環境の変化に柔軟に適応しながら、今後も持続的な成長を維持し、企業価値を向上していくためには、コーポレート・ガバナンス機能が有効に機能することが必要不可欠であると認識しております。内部統制システムの適切な整備・運用を進めるとともに、内部管理体制の強化に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしも重要な事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要であると考えられるものについては、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社グループはこれらの事項が発生する可能性を認識した上で、下記のように分類し、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループ株式に関する投資判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があります。また、本項における将来に関する事項については、本書提出日現在において判断したものであり、以下の記載は当社の事業もしくは当社グループ株式への投資に関するリスクの全てを網羅するものではありませんのでご留意ください。

	特に重要なリスク	重要なリスク
発生確率が高い	A	C
発生確率が低い	B	D

(A：特に重要なリスク/発生確率が高い)

(1) 人材サービス業界の動向について

当社グループが属する人材サービス業界は、社会情勢、景気動向や雇用情勢等の影響を受けやすいものであります。今後、市場環境の悪化や企業の採用意欲が大きく減退し、景気後退した場合には、人材紹介の需要減などにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また当社グループは、日々変化するクライアントニーズや環境に柔軟に対応すべく、先端的なテクノロジーの知見やノウハウの蓄積を積極的に推進していく予定です。しかしながら、先端的なテクノロジーに関する知見やノウハウの獲得または蓄積に何らかの困難が生じ、技術革新に対する適切な対応が遅れ、システム投資及び人件費等かかる対応に多くの費用を要する場合があります。また予測の範囲を超えるまったくの新規サービスによりマーケットが激変する場合もあります。このような場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また人材サービス業界においては、新規参入障壁が低いこともあり、大手企業から個人事業者までが存在し、広範囲な業種を対象とする事業者から特定業界に特化した事業者まで、多くの事業者が事業を展開しています。当社グループがコアターゲットとしているフリーター、既卒者、大学中退者といった若年層に特化する事業者は複数社存在しており、当社グループはこれらの事業者と競合関係にあります。当社グループは就職が一筋縄ではない求職者に対して、人材紹介業界では稀有な試みとして、教育研修サービスで培った教育ノウハウを融合させた教育融合型人材紹介サービスを2005年から提供してまいりました。そのノウハウの蓄積により、当該業界における求人企業及び求職者のニーズに対してきめ細やかなサービスを提供するとともに、同業他社との差別化を推進しておりますが、今後新たな企業の市場参入や競合他社における教育融合型人材紹介サービス等への参入による競争の激化が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、大学4年生等の新規学卒者の就職支援をする際には、会社説明会などの広報活動の解禁時期、面接などの選考活動の解禁時期の影響を受けやすいものであります。こういった影響を緩和するために、大学の運営する合同企業説明会の運営代行や、大学3年生に向けたキャリア教育支援等、人材紹介サービス以外の提供サービスの拡充を図っていくことで中期的な事業ポートフォリオの見直しに取り組んでいく予定です。今後、解禁時期の変更により、市場環境の変化、企業の採用意欲や採用活動の時期の変化、提携大学等の意向が変化した場合、人材紹介の需要減などにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 求人企業の確保について

当社グループの採用支援サービスにおいては、求職者の集客と同様に、安定的に継続した求人企業の集客も重要な要素となります。現在は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売手市場から一転して買手市場となり、求人企業数の確保が急務となっております。対応策としては、営業管理の強化、営業ノウハウの横展開、営業パーソンの中途採用、見込客獲得のためのマーケティングやインサイドセールス機能の強化、生産性を高めるためのウェブ商談の推進等を進めております。しかしながら、対応策の効果が伴わない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(B：特に重要なリスク/発生確率が低い)

(3) 自然災害やテロ、新型コロナウイルス等の突発的イベントについて

当社グループは、全国に拠点を有しており、地震、津波、台風などの自然災害が発生した場合には、リスク管理規程に基づき重要性に応じて緊急事態対応体制をとるものとしており、迅速かつ確かな対応を行ってまいります。また災害の発生を未然に防ぎ、万が一災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるために、定期的に設備点検、防災訓練等を各拠点にて実施しておりますが、想定外の大規模災害が起きた場合や新型コロナウイルスなどの伝染病、不測の事故やテロなどの不法行為が発生した場合、一定の事業運営が困難になり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

あります。新型コロナウイルスは今後の感染拡大の規模や収束時期の見通しがたっており、現時点で業績に与える影響を予想することは困難です。

(4) 事業の許認可と法的規制について

当社グループ事業を規制する主な法的規制として、「職業安定法」があります。当社グループは、「職業安定法」に基づく有料職業紹介事業者として、厚生労働大臣の「有料職業紹介事業許可」を受けており、許可の有効期間は5年(2018年8月1日~2023年7月31日)であります。

「職業安定法」は、職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を果たすべき役割に鑑み、その適正な運営を確保するために、紹介事業を規制しており、厚生労働大臣は、当社グループが有料職業紹介事業者としての欠格事由(職業安定法第32条)、若しくは、当該許可の取消事由(職業安定法第32条の9)に該当した場合には、許可の取消や業務の全部又は一部の停止を命じることが出来る旨を定めております。

本書提出日現在において、当社グループにおいて「職業安定法」に定めるこれら欠格事由又は取消事由に抵触する事項は生じておりません。しかしながら、今後において何らかの理由により当社グループが当該法令に抵触する事態が生じた場合、営業停止又は許可取消等により事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) コンプライアンスについて

当社グループは、業務に従事する者(アルバイト、パート及び業務委託先の従業員を含む)が法令や社内規程を遵守するよう、コンプライアンス規程を制定し、教育・研修などを通じた啓発活動を行うことにより従業員等のコンプライアンス意識を高めるとともに、内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の把握と未然防止に努めております。

またその中でも重要事項として個人情報管理が該当致します。当社グループは事業運営において、登録求職者にかかる多数の個人情報を取り扱っております。そのため当社グループでは、人材関連事業に関わる企業の果たすべき責任として、「個人情報保護に関する法令、規範」に基づき特定個人情報基本方針を策定し、役員及び社員への徹底、技術面及び組織面における合理的な予防・是正措置を講じております。また、当社グループは2009年度に「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項JIS Q15001」に基づくプライバシーマークを取得し、以後、2年毎に審査を受けて更新を実施しております。

当社経営企画部が中心となって、会社関係者全員に対して定期的な教育・指導及び必要な対策を実施し、当社内部監査室が管理状況をチェック・監査しております。

また当社グループのウェブサイトでは、クライアント及び求職者がデータの送受信を行う際、安心して利用できるように、セキュリティモードとして、サーバー間通信を保護するSSL(Secure Sockets Layer)を採用しております。このSSLは、サーバーと企業及び求職者間で通信される内容を暗号化しているため、第三者の盗聴、改竄、成りすましてから個人情報を保護することが可能となります。

このような当社グループの取り組みにもかかわらず、各規程等の遵守違反、不測の事態等により個人情報が外部に漏洩した場合、損害賠償請求や、社会的信用の失墜等により、当社グループの事業運営に大きな支障をきたすとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また現時点で、当社グループは損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありませんが、万が一重大なコンプライアンス違反が発生した場合、当社グループの社員と求職者との間でトラブルが発生した場合や、取引先等との関係に何かしらの問題が生じた場合には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されることで、求職者やクライアント等からの信頼を著しく損ね、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保・育成について

当社グループは、現在成長過程にあり、過年度においても事業拡大を図るため、人員体制を拡充しております。また、今後において想定する業容拡大に伴い、継続的に優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。

当社グループは、現在、エージェントの活用及び自社社員紹介による人材採用活動を継続的に行うとともに、社内人材育成を目的とした継続した研修実施や組織診断プログラムによる適正人員配置を推進し、組織体制の強化及び人材の定着化を図っており、今後も事業規模に応じた人員体制強化を推進していく方針であります。

しかしながら、雇用環境の変化や人材獲得競争の激化等により、人材確保が困難となった場合、または社内人材の社外流出が生じた場合、特に代表取締役を含む役員、幹部社員に代表される専門的な知識、技術、経験を有している役職員が、何らかの理由によって退任、退職した場合、事業運営に必要な適正な人材配置が困難となり、競争力の低下や一層の業容拡大の制約要因が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) M&Aにおけるリスク

当社グループは、事業拡大を図るため、当社の事業内容とシナジーを発揮でき、かつ成長が見込まれる会社の買収や事業譲受等のM&Aを推進してまいります。M&Aの実施に当たっては、市場動向や顧客のニーズ、相手先企業の経営成績、財務状況、市場競争力、M&A実行後の対象会社と当社グループとの経営、業務、意識統合プロセスの検討及び計画、経営課題及びその対応方針等を取締役会及び経営会議の場も含めて十分に考慮し、進めるべく努めておりますが、事前の調査・検討に不足や見落としが生じることや、買収した事業が計画通りに展開することができず、投下した資金の回収ができない場合や追加的費用が発生した場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(C：重要なリスク/発生確率が高い)

(8) 求職者の集客について

当社グループの採用支援サービスにおいては、安定的に継続した求職者の集客（サービス登録者の拡大）が重要な要素であると考えております。

当社グループは、サービス拡充及び品質向上等によりフリーター、既卒者、大学中退者といった就職ポテンシャル層における評価及び知名度の向上に努めるとともに、ウェブマーケティングを中心とした集客拡大のための施策を推進しております。しかしながら、今後における国内総人口及び主たる顧客である若年層の継続的な減少、雇用情勢の変化、競合激化、集客施策の不振等により、十分な求職者の集客が困難となった場合、人材紹介にかかるマッチング機能の低下が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループにおける集客施策については、以下のリスクがあります。

検索エンジンへの対応について

当社グループが運営する「就職カレッジ®」サービスサイトにおける利用者の集客については、特定の検索エンジン（「Yahoo! Japan」及び「Google」）の検索結果からの誘導によるものが一定の割合を占めております。

当社グループは、検索結果において上位表示されるべくSEO対策等の必要な対応を推進しておりますが、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針及びロジックの変更、その他何らかの要因によって検索結果の表示が当社グループにとって優位に働かない状況が生じる可能性があり、この場合、当社グループサイトへの集客効果が低下し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

集客に係る広告宣伝活動について

当社グループは、集客を目的として継続した広告宣伝活動を行っております。当社グループの広告宣伝は、インターネット広告（検索連動型広告、ディスプレイ広告、アフィリエイト広告等）を中心に活用をしております。

当社グループの広告宣伝においては、広告手法や媒体、その実施方法及びタイミング等について、費用対効果を検討した上で効率的な広告宣伝費の投下に努めておりますが、当社グループが行う広告宣伝について著しい広告効果の低下や広告費用の上昇が生じた場合には、求職者の集客等に影響が生じ、また、当該費用負担により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

風評等の影響について

当社グループの事業は、フリーター、既卒者、大学中退者といった就職ポテンシャル層にサービスを提供しており、求職者、クライアントに対し、誠実かつ真摯に対応するよう社員教育を行っております。

しかしながら、提供サービスへの不満のSNS等への投稿やインターネット掲示板への書き込み、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(D：重要なリスク/発生確率が低い)

(9) 知的財産権について

当社グループは、第三者の特許権、商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士などを通じて調査するなど、その権利を侵害しないように留意するとともに、必要に応じて商標権等については知的財産権を登録することにより、当該リスクの回避に留意しております。

しかしながら、当社グループの認識していない知的財産権が既に成立している可能性や当社グループの事業分野で第三者による知的財産権が成立する可能性があること等から、当社グループによる第三者の知的財産権の侵害が生じる可能性は否定できず、仮に当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者により、損害賠償請求、使用差止め請求、ロイヤルティの支払い要求などが発生する可能性があり、その場合には、当社グループの経営成績及び財産状態に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループの事業においては、「7つの習慣®」や「原田メソッド」といったライセンスを供与されたコンテンツをベースとして、オリジナルコンテンツの制作をしている関係上、著作権・商標権などの知的財産の確保が業務遂行上重要になっております。当社グループでは、著作権の明示など、さらに開発した技術・ノウハウなどの保護・保全に努めておりますが、悪意の第三者によるサービスの模倣などや、不測の事態により、「7つの習慣®」や「原田メソッド」等のライセンス契約を打ち切れコンテンツを提供できなくなることで、当社グループの営業展開に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) クライアントと求職者の適正なマッチングについて

採用支援サービスにおいては、クライアントにおける人材採用ニーズと、求職者の就職・転職にかかる希望条件等を適正にマッチングすることが重要な要素であると考えております。また、当社グループがコアターゲットとしているフリーター、既卒者、大学中退者といった就職ポテンシャル層は、社会人経験がほぼない求職者であり、クライアントの受け入れ体制や労働環境等も考慮した上での、クライアント、求職者双方のニーズに応じた適正なマッチングが必要となります。

当社グループは、クライアントに対するヒアリング・取材・求職者に関する提供可能な範囲での情報共有、又は求職者に対する就職アドバイザー・講師・企業担当による面談等におけるニーズ、希望条件、適性等の把握、情報提供をしております。また、1本が5分から10分程度の社内向けのノウハウ動画を多数作成し、在宅勤務時においても、社内におけるカウンセリングノウハウ等の共有や継続的な教育・育成による担当者のスキル向上、求職者に適したクライアント紹介のための新規企業開拓を推進することにより、適正なマッチングの実施及びその精度向上に努めております。

しかしながら、当社グループの施策推進にも拘らず、マッチング精度の低下による人材紹介にかかる成約率の大幅な低下や早期退職の著しい増加、その他のトラブルが生じた場合、当社グループ事業の収益性低下や信頼性低下等が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 採用支援サービスにおける取引慣行に基づく返金制度について

採用支援サービスにおいては、当社グループの紹介した求職者が、クライアントに入社した日付を基準に売上高を計上しております。当該事業においては、人材紹介業界における取引慣行に基づき、求職者が入社した日から3ヶ月以内に自己都合により退職した場合は、その退職までの期間に応じて紹介手数料を返金する旨をクライアントとの契約に定めております。

当社グループは、クライアントと求職者の双方のニーズを十分に斟酌した上で紹介を進めることや、入社後の求職者の定着活躍支援システムの開発等、このような事態の発生を低減に努めており、過去の返金実績に基づき返金引当金を計上しております。しかしながら、当社グループの想定した返金率を上回る返金が生じた場合や取引慣行に変化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 内部管理体制について

当社グループは、今後の事業運営及びその拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しており、当該強化を推進しております。

しかしながら、今後において事業規模、人員及び組織体制に適した内部管理体制の構築に支障が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) システム障害について

当社グループは、事業活動をコンピュータシステムやネットワークに大きく依存しており、当社グループのクラウド上で管理している顧客情報管理データベース内に、求職者の個人情報や顧客企業の基本情報等を大量に保有しております。このため、システムのセキュリティやクラウドサーバーのバックアップサーバーを別の場所に置くことでのリスクヘッジ等、不測の事態に備えて対策を講じておりますが、これらの対策にも関わらず人為的ミスや自然災害などにより業務管理システム等に障害が発生した場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。またそれが長期化した場合には、当該要因による、当社グループの収益機会の喪失、システム及び事業運営に対する信頼性低下、クレーム発生その他の要因により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 潜在株式の行使による当社グループ株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループ役員及び従業員に対し、当社グループの業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権付与によるストック・オプション制度を採用しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権にかかる潜在株式数は94,000株であり、発行済株式総数911,800株の10.31%に相当しております。また当社グループは長期的な企業価値向上を目指し、今後もストック・オプション制度を含めたインセンティブ制度を活用していく方針であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ175,255千円増加し、2,255,559千円(前連結会計年度末比8.4%増)となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ71,789千円増加し、1,480,246千円(同5.1%増)となりました。これは主に、未収還付法人税等が129,297千円増加、売掛金が67,569千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ103,465千円増加し、775,312千円(同15.4%増)となりました。これは主に有形固定資産が46,912千円、投資その他の資産が41,141千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ447,913千円増加し、1,500,638千円(同42.5%増)となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ18,244千円増加し、659,647千円(同2.8%増)となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が204,655千円増加し、未払法人税等が89,887千円、賞与引当金が48,413千円、未払費用32,551千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ429,669千円増加し、840,991千円(同104.5%増)となりました。これは主に長期借入金が397,281千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ272,658千円減少し、754,920千円(同26.5%減)となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純損失に伴う利益剰余金の減少285,711千円によるものであります。

経営成績の状況

当連結会計年度(2020年2月1日~2021年1月31日)におけるわが国経済は、全世界で急速に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、景況感は急激に悪化いたしました。国内の雇用情勢においては、厚生労働省発表の「一般職業紹介状況(令和2年12月分及び令和2年分)について」によると、令和2年平均の有効求人倍率は1.18倍となり、前年の1.60倍を大きく下回りました。足元の令和2年12月の有効求人倍率は1.06倍と前月と同水準となり、下げ止まったものの回復状況は非常に緩やかで先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、当社経営企画部が中心となって在宅勤務に必要となるインフラ整備を速やかに完了させる一方、中心サービスである教育融合型人材紹介サービス「就職カレッジ®」をはじめ、「女子カレッジ®」、「セカンドカレッジ®」、「新卒カレッジ®」、2020年2月からスタートした「30代カレッジ®」をオンラインでのサービス提供に切り替え、教育研修サービスにおいてもオンライン化を進めてまいりました。

しかし、教育研修サービスにおいては第1四半期連結会計期間から第2四半期連結会計期間にかけて新入社員研修を中心に受注済みの研修の延期及びキャンセルが生じたうえに、受注も停滞したことで業績に影響を受けました。また、教育融合型人材紹介サービスにおいては4月の緊急事態宣言以降に求人企業の採用延期やマーケットにおける求人数の減少が顕著になり、第2四半期連結会計期間を中心に成約実績が大きく減少した結果、第2四半期連結会計期間以降の連結売上が大幅に減少いたしました。

5月下旬の緊急事態宣言解除後も、特に首都圏において1週間における出社日数の上限や、チーム単位での出社比率の上限を設け、ニューノーマルを見据えた新たなサービスや働き方の確立を模索しておりますが、再度の緊急事態宣言の発出等もあり、急速な回復には至っておりません。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で大学内での合同企業説明会等のイベント開催を見送らざるをえなくなった大学の就活生支援の代替策として、「新卒カレッジ®」のオンライン面接会の提案を強化し、当連結会計年度で新たに23校の大学との提携をスタートし、提携大学数は100校に達しました。また、教育融合型人材紹介サービスをオンライン化したことに伴い、一部拠点の統廃合や縮小移転を進めており、地代家賃を圧縮することで長期的な収益率の改善を図っており、今後も新たなサービス開発や収益性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は2,241,304千円(前年比26.1%減)、営業損益は281,423千円の損失(前年は341,210千円の利益)、経常損益は277,630千円の損失(前年は333,586千円の利益)、親会社株主に帰属する当期純損益は221,833千円の損失(前年は213,547千円の利益)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて16,872千円減少し、1,145,140千円となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、404,303千円の支出(前連結会計年度は384,801千円の収入)となりました。主な要因といたしましては、税金等調整前当期純損失の282,859千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、155,862千円の支出(前連結会計年度は222,997千円の支出)となりました。主な要因といたしましては、無形固定資産の取得による支出56,055千円、有形固定資産の取得による支出44,462千円、投資有価証券の取得による支出36,000千円、差入保証金の差入による支出10,941千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、543,318千円の収入(前連結会計年度は247,747千円の支出)となりました。主な増収要因といたしましては、長期借入金の借入による収入800,000千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

b. 受注実績

生産実績と同様の理由により、受注実績に関する記載はしておりません。

c. 販売実績

当社グループは「カレッジ事業」の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は以下の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月 31日)	前年同期比(%)
カレッジ事業 (千円)	2,241,304	73.9
合計(千円)	2,241,304	73.9

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は総販売実績の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に伴う会計上の見積りへの影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

（繰延税金資産の回収可能性）

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の見積り及び繰延税金資産の回収可能性の判断等に当たっては、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変化や税制改正等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（固定資産の減損処理）

当社グループは、固定資産の減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要になる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績は、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載しておりますが、その主な要因は次のとおりです。

（売上高）

当連結会計年度の売上高は、2,241,304千円（前連結会計年度比26.1%減）となりました。これは主に、「就職カレッジ®」、「女子カレッジ®」、「セカンドカレッジ®」等の教育融合型人材紹介サービス及び教育事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高が減少したものであります。事業別の売上高につきましては、「b. 事業別の経営成績の状況に関する認識及び分析」に記載しております。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度の売上原価は142,696千円（同26.2%減）となりました。これは主に、教育研修事業における外部講師料、ロイヤリティ等による売上原価の減少によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上総利益は2,098,607千円（同26.0%減）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,380,031千円（同4.7%減）となりました。これは主に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて求人企業の採用活動を控える動きが強まったことから、求職者獲得のための広告宣伝投資を縮小したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度の営業損益は281,423千円の損失（前連結会計年度は341,210千円の利益）となりました。

（経常利益）

当連結会計年度の営業外収益は、10,095千円（前連結会計年度比341.3%増）となりました。これは主に、債務免除益4,358千円、補助金収入2,035千円によるものであります。

当連結会計年度の営業外費用は、6,303千円（同36.4%減）となりました。これは主に、支払利息の減少によるものであります。

この結果、当連結会計年度の経常損益は277,630千円の損失（前連結会計年度は333,586千円の利益）となりました。

（親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度の特別利益は、新株予約権戻入益の計上により1千円（前連結会計年度は4,875千円）となりました。

当連結会計年度の特別損失は、5,230千円（前連結会計年度は2,896千円）となりました。これは主に、固定資産除却損によるものであります。

また、法人税、住民税及び事業税(法人税等還付税額及び法人税等調整額を含む)を 53,582千円(前連結会計年度は121,209千円)、非支配株主に帰属する当期純損失7,443千円(前連結会計年度は808千円の利益)を控除した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損益は221,833千円の損失(前連結会計年度は213,547千円の利益)となりました。

b. 事業別の経営成績の状況に関する認識及び分析

当社グループは「カレッジ事業」の単一セグメントであります。事業別の経営成績の状況に関する認識及び分析は以下の通りであります。

() カレッジ事業

カレッジ事業は当社の若手育成のノウハウを活用して、主に20代の未就業者や学生に対して研修を実施した後の中堅中小企業を中心とした企業にご紹介するという「教育融合型」の人材紹介サービスを行っており、対象者によって「就職カレッジ®」、「女子カレッジ®」、「セカンドカレッジ®」、「新卒カレッジ®」、「30代カレッジ®」とサービスセグメントを分けてサービスを提供しております。また、ご採用いただいた求職者の上司や次期リーダー層を対象に、1年間の定期的な研修機会を提供して次世代リーダーを育成する「リーダーカレッジ」、主に入社3年目までの若手社員を対象に、半年間の定期的な研修機会を提供して定着と活躍を支援する「エースカレッジ」を提供しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う企業の採用活動への影響から、売上高は1,796,964千円(前年比24.0%減)となりました。連結売上高に占める各サービスの構成比は、「就職カレッジ®」、「女子カレッジ®」、「セカンドカレッジ®」及び「30代カレッジ®」の合計が61.6%、「新卒カレッジ®」が11.7%、「リーダーカレッジ」及び「エースカレッジ」が6.9%となっております。

() 教育研修事業その他

教育研修事業は中堅中小企業を中心としつつ、一部大手企業を対象に全世界で3,000万部のベストセラーである「7つの習慣®」や米大リーグでプレーする大谷翔平選手が実践していたことで有名な「原田メソッド」をはじめとしたパッケージ研修、若手層を中心に様々な階層向けの研修講師を企業に派遣するインハウス型研修、一人からでもご参加いただけるオープンセミナー型の研修を提供しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症と緊急事態宣言延長の影響で新入社員研修を中心に研修の延期とキャンセルが相次ぎ、受注活動も停滞を余儀なくされたことから、売上高は444,339千円(前年比33.2%減)となりました。連結売上高に占める各サービスの構成比は、教育研修事業が10.9%、その他が8.9%となっております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なものは、当社グループのカレッジ事業に係る人件費、販売促進費等の販売費及び一般管理費に加え、拠点開設に係る有形固定資産及び特許使用権に係る無形固定資産への投資等があります。これらの資金需要に対して安定的な資金供給を行うための財源については、自己資金並びに金融機関からの借入金による調達資金により充当いたします。

資金の流動性については、取引銀行3行と5億円の貸出コミットメント契約を締結し、機動的かつ安定的な調達手段を確保しております。

4【経営上の重要な契約等】

ライセンス契約

相手先の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
フランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社	2012年6月1日	自 2020年2月28日 至 2026年2月27日	フランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社が保有する「7つの習慣®」研修及びオープンセミナーに関わる知的財産権を使用する権利の付与（注）1
株式会社原田教育研究所	2013年6月1日	自 2020年8月23日 至 2021年8月22日 （注）2	株式会社原田教育研究所が保有する研修資料、映像、及び付随する商標、著作物の使用許諾

（注）1．本契約に付随したプログラムや適用範囲の拡大に関する契約が別途あります。

2．いずれかが期間満了日の6ヶ月前までに書面により契約の解除または契約内容の変更を申し出なかった場合には、更に1年間延長されるものとし、以後も同様であります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において支出した設備投資の総額は103,012千円となりました。その主なものは、新規拠点開設や拠点の縮小移転、事業のオンライン化のための本社の防音工事に伴う各種設備、内部造作、什器備品の購入、特許使用权、事業譲受を受けたソフトウェアであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2021年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物	工具、器具及び備品	合計	
東京本社 (東京都千代田区)	事務所	20,240	12,503	32,743	157 (39)
新宿支店 (東京都新宿区) (他7支店、 1オフィス)	営業設備	63,763	558	64,321	55 (8)

- (注) 1. 2021年1月を以て賃借契約を終了した池袋支店及び梅田支店は上記に含まれておりません。
2. 本社と統廃合の新宿支店及び移転予定の福岡支店は2021年2月を以て賃借契約を終了予定であります。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4. 本社、支店はすべて賃借物件であり、年間賃借料は234,706千円であります。なお、年間賃借料には(注)1で記載した池袋支店及び梅田支店の賃借料を含んでおります。
5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は()外数で記載していません。

(2) 在外子会社

2021年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
			建物	工具、器具及び備品	合計	
上海杰意可 邁伊茲企業 管理諮詢有 限公司	本社 (中国上海市)	営業設備	17,213	108	17,322	6

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記の従業員数には当社からの出向社員を含めております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	東京都 千代田区	システム 投資	42,000	27,146	借入金、 自己資金	2020年 1月	2023年 1月期中	(注) 2
当社	福岡県 福岡市	事務所移転	13,650 (注) 3	4,150	借入金、 自己資金	2021年 1月	2021年 2月	(注) 2
当社	東京都 千代田区	システム 投資	11,000	500	借入金、 自己資金	2020年 12月	2021年 4月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
 3. 投資予定額には、4,150千円の敷金相当額を含んでおります。
 4. 当社は本社及び大阪支店の設備の改装工事を予定しておりますが、具体的な設備投資総額等については現時点で未定であります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新、改装のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。
 なお、福岡支店については、耐用年数を契約期間終了年月まで繰り上げを行ったため、除却損は発生しません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000
計	3,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年4月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	911,800	911,800	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数100株
計	911,800	911,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含めておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

第6回新株予約権（有償ストック・オプション）

（2017年4月30日開催定時株主総会決議に基づく2017年4月30日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (2021年1月31日)	提出日の前月末現在 (2021年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	株式会社エンスー (注) 1、2	同左
新株予約権の数(個)	300(注) 3	300(注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 (注) 4、12	普通株式 30,000 (注) 4、12
新株予約権の行使時の払込金額(円)	637(注) 12	637(注) 12
新株予約権の行使期間	自 2017年5月1日 至 2027年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 643 資本組入額 322(注) 12	発行価格 643 資本組入額 322(注) 12
新株予約権の行使の条件	(注) 8	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 10	同左

(注) 1. 株式会社エンスーは、当社代表取締役 佐藤 剛志の資産管理会社であります。

2. 本新株予約権は、新株予約権1個につき630円で有償発行しております。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、63,624円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

9. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

10. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、4. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記5. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記8. に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記9. に準じて決定する。

11. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払

込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第7回新株予約権

(2017年4月30日開催定時株主総会決議に基づく2017年6月30日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2021年1月31日)	提出日の前月末現在 (2021年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社使用人 26名 (注)10	同左 (注)10
新株予約権の数(個)	144(注)1	144(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,400 (注)2、11	普通株式 14,400 (注)2、11
新株予約権の行使時の払込金額(円)	637(注)11	637(注)11
新株予約権の行使期間	自 2019年7月4日 至 2027年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 637 資本組入額 319(注)11	発行価格 637 資本組入額 319(注)11
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、63,624円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

7. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記6. に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記7. に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 付与対象者の退職や取締役就任等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社使用人20名、当社元使用人2名となっております。

11. 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第8回新株予約権

(2017年4月30日定時株主総会決議に基づく2017年6月30日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2021年1月31日)	提出日の前月末現在 (2021年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 3名	同左
新株予約権の数(個)	13(注)1	13(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,300 (注)2、10	普通株式 1,300 (注)2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	637(注)10	637(注)10
新株予約権の行使期間	自 2019年7月4日 至 2027年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 637 資本組入額 319(注)10	発行価格 637 資本組入額 319(注)10
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、63,624円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者（以下、「社外協力者」という）として認定された地位であることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

7. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記6. に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記7. に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第9回新株予約権

(2018年11月20日臨時株主総会決議に基づく2018年11月20日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2021年1月31日)	提出日の前月末現在 (2021年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社使用人 28名 (注)10	同左 (注)10
新株予約権の数(個)	182(注)1	182(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,200 (注)2、11	普通株式 18,200 (注)2、11
新株予約権の行使時の払込金額(円)	676(注)11	676(注)11
新株予約権の行使期間	自 2020年11月22日 至 2028年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 676 資本組入額 338(注)11	発行価格 676 資本組入額 338(注)11
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、67,523円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

7. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記6. に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記7. に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 付与対象者の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社監査役1名、当社使用人20名、当社元使用人2名となっております。

11. 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第10回新株予約権

(2018年11月20日臨時株主総会決議に基づく2018年11月20日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2021年1月31日)	提出日の前月末現在 (2021年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 5名(注)10	同左 (注)10
新株予約権の数(個)	16(注)1	16(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,600 (注)2、11	普通株式 1,600 (注)2、11
新株予約権の行使時の払込金額(円)	676(注)11	676(注)11
新株予約権の行使期間	自 2020年11月22日 至 2028年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 676 資本組入額 338(注)11	発行価格 676 資本組入額 338(注)11
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

2. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、67,523円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者（以下、「社外協力者」という）として認定された地位であることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

7. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記6. に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記7. に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 付与対象者との協力関係の解消による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者4名となっております。

11. 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第11回新株予約権

(2019年4月23日定時株主総会決議に基づく2019年4月23日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2021年1月31日)	提出日の前月末現在 (2021年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社使用人 102名 (注) 1、11	同左(注) 1、11
新株予約権の数(個)	285(注) 2	285(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 28,500 (注) 3、12	普通株式 28,500 (注) 3、12
新株予約権の行使時の払込金額(円)	982(注) 4、12	982(注) 4、12
新株予約権の行使期間	自 2019年4月24日 至 2029年4月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 984 資本組入額 492(注) 5、12	発行価格 984 資本組入額 492(注) 5、12
新株予約権の行使の条件	(注) 7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、3.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に2.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、98,198円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端

数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年1月期から2022年1月期の3事業年度の日本基準単体の営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権の個数（割当新株予約権の数）に当該各号に掲げる割合を乗じた個数の合計数（ただし割当新株予約権の数を上限とし、1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として、当該営業利益の水準を満たした期の有価証券報告書提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。

- (1) 2020年1月期の営業利益が250百万円以上の場合 行使可能割合：50%
- (2) 2021年1月期の営業利益が310百万円以上の場合 行使可能割合：50%
- (3) 2022年1月期の営業利益が310百万円以上の場合 行使可能割合：50%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される日本基準単体の損益計算書における営業利益を参照するものとし、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で合理的な範囲内で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、3. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記4. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記7. に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記5. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記8. に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 付与対象者の退職による権利喪失や、付与契約の不成立等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社監査役1名、当社使用人79名となっております。

12. 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)」は調整後の内容となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年7月8日 (注)1	500	8,279	16,063	93,458	16,063	58,776
2019年7月10日 (注)2	61	8,340	3,045	96,503	3,045	61,821
2019年7月11日 (注)3	825,660	834,000	-	96,503	-	61,821
2019年10月28日 (注)4	71,500	905,500	156,227	252,731	156,227	218,048
2020年1月20日 (注)5	300	905,800	95	252,827	95	218,144
2020年6月4日 (注)6	1,000	906,800	422	253,249	422	218,566
2020年11月10日 (注)6	5,000	911,800	1,921	255,171	1,921	220,488

(注)1. 第6回新株予約権行使による増加であります。

2. 有償第三者割当 61株
発行価格 99,850円
資本組入額 49,925円
主な割当先 ジェイック従業員持株会

3. 株式分割(1:100)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 4,750円
引受価額 4,370円
資本組入額 2,185円
払込金総額 312,455千円

5. 第7回新株予約権行使による増加であります。

6. 第7回及び第11回新株予約権行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	18	12	7	1	454	494	-
所有株式数 (単元)	-	183	150	5,191	96	2	3,491	9,113	500
所有株式数 の割合 (%)	-	2.0	1.7	56.9	1.1	0.0	38.3	100.0	-

(注)自己株式18,645株は、「個人その他」に186単元、「単元未満株式の状況」に45株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エンスー	千葉県市川市宮久保1-24-15	500	55.98
佐藤 剛志	千葉県市川市	114	12.82
阪田 和弘	鳥取県鳥取市	22	2.50
山本 太	東京都江戸川区	21	2.35
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12	16	1.89
ジェイック従業員持株会	東京都千代田区神田神保町1丁目101 神保町101ビル7F	10	1.13
尾崎 三昌	東京都調布市	10	1.12
ファイブアイズ・ネットワークス株式会社	東京都渋谷区円山町5-4 フィールA渋谷1402号	10	1.12
近藤 浩允	東京都品川区	8	0.95
知見寺 直樹	神奈川県茅ヶ崎市	7	0.84
計	-	720	80.70

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 18,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 892,700	8,927	-
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	911,800	-	-
総株主の議決権	-	8,927	-

(注) 単元未満株式には、自己保有の単元未満株式が45株含まれております。

【自己株式等】

2021年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジェイック	東京都千代田区神田神保町一丁目101番 神保町101ビル7階	18,600	-	18,600	2.0
計	-	18,600	-	18,600	2.0

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	45	199,350
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	18,645	-	18,645	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、従来より株主への利益還元の充実を経営の重要課題のひとつとして位置づけており、業績の進展等を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元を努め、通年ベースの配当性向を当社単体の当期純利益の3割程度とする方針を定め、基本方針としております。当社は、中間配当制度を導入しておりますが、基本的に期末配当の年1回の配当を行っております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の利益配当金につきましては、当連結会計年度の業績に鑑み、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるように努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「企業のホームドクター、人材のメンターとなり、人と組織の限りない可能性に貢献し続ける」をミッションとして掲げています。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性及び透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

a．取締役会

当社における、取締役会は、下記の議長及び構成員の計7名（うち社外取締役1名）で構成され、当社の経営に関する重要事項についての意思決定を行うなど、業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

議長： 代表取締役 佐藤剛志

構成員： 常務取締役 近藤浩充、取締役 古庄拓、取締役 東宮美樹、取締役 谷中拓生、
取締役 知見寺直樹、社外取締役 大谷美一

b．監査役及び監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、下記の議長及び構成員の計3名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

議長： 常勤社外監査役 古江嘉之

構成員： 社外監査役 近藤直、社外監査役 神林尚

c．会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

d．経営会議

当社では、常勤取締役、常勤監査役、執行役員その他代表取締役が必要と認められた者が参加する経営会議を設置しております。経営会議は、原則として毎月1回以上開催され、取締役会に付議すべき事項及び全般的な業務執行に関する経営上の重要な事項の協議を行い、経営活動の効率化を図っております。

議長： 代表取締役 佐藤剛志

構成員： 常務取締役 近藤浩充、取締役 古庄拓、取締役 東宮美樹、取締役 谷中拓生、
取締役 知見寺直樹、常勤社外監査役 古江嘉之、執行役員 柳井田彰、執行役員 大野達也

e．リスク管理委員会

リスク管理委員会は、常勤の取締役及び監査役その他代表取締役が必要と認められた者で構成され、原則として毎四半期開催されております。「リスク管理委員会規程」で定められた運営に従ってリスク管理等の観点から協議を行います。

議長： 代表取締役 佐藤剛志

構成員： 常務取締役 近藤浩充、取締役 古庄拓、取締役 東宮美樹、取締役 谷中拓生、
取締役 知見寺直樹、常勤社外監査役 古江嘉之

二．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ホ．取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

ヘ．取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会において選任し、取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨もあわせて定めております。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

チ．中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主に対する機動的な利益還元を可能にするためであります。

リ．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	佐藤 剛志	1962年6月10日	1986年4月 (株)日本エル・シー・エー(現(株)インタープライズ・コンサルティング)入社 1993年12月 (株)旺躍商事(現(株)エンスー)取締役就任 1996年4月 同社代表取締役就任(現任) 1997年4月 当社取締役就任 1997年10月 当社専務取締役就任 1998年4月 当社代表取締役専務就任 2000年1月 当社代表取締役就任(現任) 2013年2月 杰意可有限公司董事長就任(現任) 2013年6月 上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司董事長就任(現任)	(注)3	614,500 (注)4
常務取締役 カレッジ事業本部長	近藤 浩充	1971年12月18日	1994年4月 パーソナル情報システム(株)入社 2000年4月 同社花きシステム事業部長 2005年2月 当社執行役員IT戦略事業部長就任 2011年2月 当社執行役員経営戦略室長就任 2013年2月 当社取締役教育事業部長就任 2015年2月 当社常務取締役教育事業部長就任 2016年2月 当社常務取締役営業カレッジ事業本部長兼営業カレッジ東日本事業部長就任 2018年2月 当社常務取締役営業カレッジ事業本部長兼マーケティング開発部長就任 2018年12月 当社常務取締役カレッジ事業本部長兼マーケティング開発部長就任 2021年2月 当社常務取締役カレッジ事業本部長就任(現任)	(注)3	8,500
取締役 マーケティング開発本部長	古庄 拓	1983年2月28日	2005年4月 当社入社 2009年4月 当社経営企画室長就任 2016年2月 当社執行役員事業開発部長就任 2016年4月 当社取締役事業開発部長就任 2018年2月 当社取締役新卒事業本部長就任 2020年2月 当社取締役就任 2021年2月 当社取締役マーケティング開発本部長就任(現任)	(注)3	3,800
取締役 教育事業本部長	東宮 美樹	1974年5月5日	1997年4月 ハウス食品(株)入社 2001年1月 (株)JBS(現 JXキャリアサポート(株))入社 2006年5月 当社入社 2016年2月 当社教育事業部長就任 2017年2月 当社執行役員教育事業部長就任 2018年2月 当社執行役員教育事業本部長就任 2019年4月 当社取締役教育事業本部長就任(現任)	(注)3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 経営企画本部長	谷中 拓生	1983年7月29日	2006年4月 当社入社 2015年2月 当社営業カレッジ西日本事業部長就任 2017年8月 当社経営企画部ゼネラルマネージャー就任 2018年2月 当社経営企画本部長就任 2018年5月 当社執行役員経営企画本部長就任 2019年4月 当社取締役経営企画本部長就任(現任)	(注) 3	1,000
取締役	大谷 美一	1954年12月21日	1978年4月 日興証券(株)(現 SMBC日興証券(株))入社 1979年6月 一般社団法人日本能率協会入社 1991年4月 同社コンベンション振興本部第3企画部部長就任 1993年4月 同社産業振興本部企画推進第2部部長就任 1997年4月 同社事務局審査登録センター経営管理部長 2000年6月 同社理事就任 2006年6月 同社常務理事就任 2013年11月 一般社団法人ワインアンドスピリッツ文化協会理事就任(現任) 2016年6月 一般社団法人日本能率協会常勤監事就任 2018年10月 当社取締役就任(現任) 2019年6月 一般社団法人日本能率協会顧問就任(現任)	(注) 3	-
取締役	知見寺 直樹	1967年2月9日	1989年4月 (株)日本エル・シー・エー(現 (株)インタープライズ・コンサルティング)入社 2000年1月 (株)エフアンドエム入社 2000年10月 チャレンジャー・グレイ・クリスマス(株)出向 取締役就任 2002年4月 同社転籍 常務取締役就任 2003年9月 当社入社人材紹介事業部ゼネラルマネージャー就任 2007年2月 当社執行役員教育事業部長就任 (株)LR代表取締役就任(現任) 2008年4月 当社取締役就任 2009年2月 当社常務取締役就任 2013年6月 上海杰意可邁伊茲企業管理咨询有限公司董事總經理就任 2017年1月 同社副董事長(現任) 2018年2月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	7,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤 監査役	古江 嘉之	1953年12 月26日	1977年4月 パナファコム(株)(現(株)PFU)入社 1998年6月 同社総務部長 2004年6月 PFUクリエイティブサービス(株)代表取締役社長就任 2008年6月 (株)PFU人材開発室長 2010年4月 同社経営企画部主席部長 2010年6月 同社常勤監査役就任 2013年6月 同社取締役就任 2017年6月 同社常任顧問就任 2018年7月 当社常勤監査役就任(現任) 2019年1月 (株)エージェンテック 社外取締役就任 2019年6月 同社 社外監査役就任(現任)	(注) 5	1,000
非常勤監査役	神林 尚	1953年9 月3日	1977年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行)入行 1998年4月 (株)格付投資情報センター 投資評価事業部副部長就任 2004年3月 同社格付本部長就任 2008年3月 同社執行役員調査本部長就任 2009年3月 同社執行役員格付委員長就任 2010年3月 同社常務執行役員格付委員長就任 2016年3月 同社特別研究員就任 2018年10月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	-
非常勤監査役	近藤 直	1951年5 月26日	1974年4月 味の素(株)入社 1992年7月 同社人事部人事グループ長 1996年7月 同社冷凍食品部家庭用グループ長 味の素冷凍食品(株) 2000年10月 常務取締役マーケティング本部長兼家庭用品部長就任 同社専務取締役マーケティング本部長就任 2006年6月 同社取締役専務執行役員マーケティング本部長就任 2007年6月 同社取締役専務執行役員マーケティング本部長就任 2010年6月 味の素製菓(株) 常勤監査役就任 2015年6月 石光商事(株) 社外取締役就任(現任) 2018年9月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	-
計					637,300

- (注) 1. 取締役大谷 美一は、社外取締役であります。
2. 監査役古江 嘉之、神林 尚及び近藤 直は、社外監査役であります。
3. 2021年4月28日開催の臨時株主総会終結の時から2022年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 代表取締役 佐藤 剛志の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社エンスーが保有する株式500,000株を含んでおります。
5. 2019年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から2022年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の執行役員は、執行役員 カレッジ東日本事業部長 柳井田 彰、執行役員 ネクストカレッジ事業部長 大野 達也の2名です。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の大谷美一氏は、一般社団法人日本能率協会の理事・監事を務めた経歴を有しており、人材育成、組織開発の分野で活躍され、高い見識と豊富な経験を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の事業における価値の源泉たる教育ノウハウの向上にも寄与するような提言や指導をいただけるものと判断して選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の高江嘉之氏はPFUクリエイティブサービス㈱の代表取締役社長や㈱PFUの取締役、監査役を務めた経歴を有しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして当社のコーポレート・ガバナンス強化、経営に対する的確な助言と監査を行っていただけるものと判断して選任しております。同氏は、㈱エージェンテックの社外監査役を兼任しており、当社の株式1,000株（議決権割合0.11%）及び新株予約権10個（1,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の神林尚氏は長く㈱格付投資情報センターの役員及び格付委員長を務めた経験を有しており、財務や経営計画の面で高い見識と豊富な経験を有しており、多くの企業の財務や経営計画をシビアな目でご覧になられた経験を活かして、当社の中期的な経営戦略や財務戦略に提言や助言をいただけるものと判断して選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の近藤直氏は味の素冷凍食品㈱の取締役、味の素製菓㈱の監査役を務めた経験を有しており、特にマーケティングの面で高い見識と豊富な経験を有しており、それを活かして当社の経営全般への提言だけでなくマーケティング戦略についてもご提言いただけるものと判断して選任しております。同氏は、石光商事㈱の社外取締役を兼任しておりますが、同社と当社に取引関係はなく、それ以外で当社との間にその他の人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしています。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じ、内部監査及び会計監査の状況を把握し、必要に応じて意見交換を行うなど相互連携を図っております。社外監査役は、取締役会や監査役会においてその専門的見地から報告や発言を適宜行っており、監査役監査においてはその独立性、中立性、専門性を十分に発揮し、監査を実施するとともに、内部監査室、他の監査役及び会計監査人と連携を図り情報収集や意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は社外監査役3名で構成され、常勤監査役は独立社外役員から選任されています。また、社外監査役の神林尚は(株)格付投資情報センターの役員及び格付委員長を務めた経験を有しており、財務に関する相当程度の知識を有しております。

監査手続としては、監査役会が定める監査役監査基準、監査役監査計画に基づき、常勤監査役は取締役会や経営会議等の重要な会議に出席しているほか、重要書類の閲覧、取締役および社員に対し事業の報告を求め、重要な当社財産の取得、保有、業務執行状況や会計処理に関する監査を行っております。また、監査役は、取締役会に出席しているほか内部監査室及び会計監査人と適宜情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

監査役会は、原則月1回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度における各監査役の監査役会の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役(社外)	古江嘉之	13回	13回
監査役(社外)	近藤直	13回	12回
監査役(社外)	神林尚	13回	13回

内部監査の状況

当社グループの内部監査は、当社に内部監査室を設置し、専従者1名体制で実施しております。内部監査室は事業年度毎に年度監査計画を作成し、全部署および全業務を対象に、経営の諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し監査を実施することとしております。

また、監査役及び会計監査人とは、必要の都度相互の情報・意見交換を行う等の連携を図っており、監査の実効性の向上を目指しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称、業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、監査契約を締結しております。当該監査法人による継続監査期間は4年間であります。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選任基準に基づき決定されており、公認会計士4名、その他13名からなっております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
垂井 健	EY新日本有限責任監査法人
原賀 恒一郎	EY新日本有限責任監査法人

b. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、当社との利害関係の有無、職業的専門家としての専門能力、審査体制及び独立性の保持を含む監査法人の品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案し判断しております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

c. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき評価を行っており、監査法人による会計監査は適正に実施されているものと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,000	1,500	20,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	20,000	1,500	20,000	-

(注) 前連結会計年度における非監査業務の内容は、株式上場申請のためのコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、会社規模や監査日数、監査内容等を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断し、会社法第399条第1項に基づき同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社役員の報酬は、固定報酬と業績に連動しない賞与から構成されております。

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年7月31日開催の臨時株主総会であり、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。決議時の員数は5名)と決議いただいております。監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年4月27日開催の第27回定時株主総会であり、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内(決議時の員数は1名)と決議いただいております。本書提出日現在の取締役は7名(社外取締役1名を含む)、監査役は3名であり、事業規模の拡大やガバナンス強化を目的とした員数の増加を見据えて報酬限度額を設定しております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、取締役会にて上記株主総会決議の範囲内において決定しております。また、その具体的な報酬等の額につきましては、取締役会より一任された代表取締役佐藤剛志が株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役員報酬内規で規定している役位別に定める額を基準に、担当職務や貢献度等を総合的に勘案して役員別の報酬額を決定する権限を有しております。なお、決定した取締役の報酬は、役員報酬内規の規定に基づき、社外取締役及び監査役に開示しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2020年4月28日開催の取締役会にて上記株主総会決議の範囲内において、代表取締役への一任を決議いたしました。

監査役の報酬については株主総会で決議された報酬総額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役(社外取締役を除く。)	84,800	84,800	-	-	6
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	9,050	9,050	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益獲得を目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、取引関係の強化、情報収集を目的とする株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係の強化、情報の収集を目的として株式を保有しております。取得又は売却する場合は、取締役会規程に基づき決議し、保有の妥当性に関する検証も取締役会にて検討しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	1,700
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	392	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	4	-	148 (124)

(注)「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
(株)日宣	100	129
(株)レオパレス21	1,700	263

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年2月1日から2021年1月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年2月1日から2021年1月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修・セミナー等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,162,012	1,145,140
売掛金	177,257	109,687
貯蔵品	7,047	4,758
未収還付法人税等	-	129,297
その他	62,139	91,362
流動資産合計	1,408,457	1,480,246
固定資産		
有形固定資産		
建物	84,613	173,466
減価償却累計額	30,142	72,249
建物(純額)	54,470	101,217
工具、器具及び備品	57,068	57,907
減価償却累計額	44,063	44,736
工具、器具及び備品(純額)	13,004	13,170
有形固定資産合計	67,475	114,387
無形固定資産		
ソフトウェア	1,691	15,206
特許使用权	147,352	122,989
その他	76	26,336
無形固定資産合計	149,120	164,531
投資その他の資産		
投資有価証券	1,205,861	1,264,957
敷金及び保証金	145,739	148,780
繰延税金資産	45,610	15,708
その他	58,038	66,945
投資その他の資産合計	455,251	496,393
固定資産合計	671,847	775,312
資産合計	2,080,304	2,255,559

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	72,152	104,711
未払費用	96,714	64,162
前受金	83,805	89,202
1年内返済予定の長期借入金	144,456	349,111
未払法人税等	95,005	5,117
返金引当金	40,322	33,439
賞与引当金	48,413	-
その他	60,532	13,902
流動負債合計	641,402	659,647
固定負債		
長期借入金	405,503	802,785
その他	5,818	38,206
固定負債合計	411,321	840,991
負債合計	1,052,724	1,500,638
純資産の部		
株主資本		
資本金	252,827	255,171
資本剰余金	283,609	285,953
利益剰余金	479,507	193,795
自己株式	1,543	1,743
株主資本合計	1,014,399	733,177
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,988	29,024
為替換算調整勘定	687	674
その他の包括利益累計額合計	13,675	29,699
新株予約権	243	237
非支配株主持分	739	8,194
純資産合計	1,027,579	754,920
負債純資産合計	2,080,304	2,255,559

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 2月 1日 至 2020年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月 31日)
売上高	3,030,857	2,241,304
売上原価	193,396	142,696
売上総利益	2,837,460	2,098,607
販売費及び一般管理費	1 2,496,250	1 2,380,031
営業利益又は営業損失()	341,210	281,423
営業外収益		
受取利息	820	301
受取配当金	44	55
為替差益	-	1,400
補助金収入	-	2,035
債務免除益	-	4,358
その他	1,422	1,943
営業外収益合計	2,287	10,095
営業外費用		
支払利息	9,307	6,303
その他	604	-
営業外費用合計	9,911	6,303
経常利益又は経常損失()	333,586	277,630
特別利益		
投資有価証券売却益	2 4,875	-
新株予約権戻入益	-	1
特別利益合計	4,875	1
特別損失		
固定資産除却損	3 30	3 5,106
投資有価証券評価損	4 782	4 124
関係会社株式評価損	5 2,084	-
特別損失合計	2,896	5,230
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	335,565	282,859
法人税、住民税及び事業税	108,348	2,988
法人税等還付税額	-	79,290
法人税等調整額	12,861	22,718
法人税等合計	121,209	53,582
当期純利益又は当期純損失()	214,356	229,277
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	808	7,443
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	213,547	221,833

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
当期純利益又は当期純損失()	214,356	229,277
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,231	16,036
為替換算調整勘定	111	23
その他の包括利益合計	5,342	16,013
包括利益	219,698	213,263
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	218,839	205,809
非支配株主に係る包括利益	859	7,454

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	77,395	16,435	310,233	3,320	400,744
当期変動額					
新株の発行	159,272	159,272			318,545
新株の発行（新株予約権の行使）	16,159	16,158			32,318
自己株式の処分		91,741		1,776	93,518
剰余金の配当			44,274		44,274
親会社株主に帰属する当期純利益			213,547		213,547
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	175,432	267,173	169,273	1,776	613,655
当期末残高	252,827	283,609	479,507	1,543	1,014,399

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,756	626	8,383	504	1,598	408,033
当期変動額						
新株の発行						318,545
新株の発行（新株予約権の行使）						32,318
自己株式の処分						93,518
剰余金の配当						44,274
親会社株主に帰属する当期純利益						213,547
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,231	61	5,292	260	859	5,890
当期変動額合計	5,231	61	5,292	260	859	619,546
当期末残高	12,988	687	13,675	243	739	1,027,579

当連結会計年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	252,827	283,609	479,507	1,543	1,014,399
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2,344	2,344			4,688
自己株式の取得				199	199
剰余金の配当			63,878		63,878
親会社株主に帰属する当期純損失（ <small>△</small> ）			221,833		221,833
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,344	2,344	285,711	199	281,222
当期末残高	255,171	285,953	193,795	1,743	733,177

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	12,988	687	13,675	243	739	1,027,579
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						4,688
自己株式の取得						199
剰余金の配当						63,878
親会社株主に帰属する当期純損失（ <small>△</small> ）						221,833
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,036	12	16,023	6	7,454	8,563
当期変動額合計	16,036	12	16,023	6	7,454	272,658
当期末残高	29,024	674	29,699	237	8,194	754,920

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 2月 1日 至 2020年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	335,565	282,859
減価償却費	46,776	96,392
賞与引当金の増減額(は減少)	24,783	48,413
返金引当金の増減額(は減少)	3,397	6,883
受取利息及び受取配当金	864	356
支払利息	9,307	6,303
補助金収入	-	2,035
投資有価証券売却損益(は益)	4,875	-
固定資産除売却損益(は益)	30	5,106
債務免除益	-	4,358
関係会社株式評価損	2,084	-
投資有価証券評価損益(は益)	782	124
売上債権の増減額(は増加)	17,479	67,569
たな卸資産の増減額(は増加)	1,909	2,288
未払金の増減額(は減少)	17,474	16,709
未収還付消費税等の増減額(は増加)	-	34,360
前受金の増減額(は減少)	8,985	5,396
その他	91,191	102,768
小計	414,489	282,144
利息及び配当金の受取額	864	356
利息の支払額	9,307	6,738
補助金の受取額	-	2,035
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	19,516	117,813
営業活動によるキャッシュ・フロー	384,801	404,303
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,474	44,462
無形固定資産の取得による支出	149,000	56,055
投資有価証券の取得による支出	36,000	36,000
投資有価証券の売却による収入	6,175	-
出資金の回収による収入	50	-
差入保証金の差入による支出	23,885	10,941
その他	9,863	8,403
投資活動によるキャッシュ・フロー	222,997	155,862
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	800,000
長期借入金の返済による支出	747,595	197,328
株式の発行による収入	318,545	4,684
新株予約権の行使による株式の発行による収入	32,003	-
自己株式の取得による支出	-	199
自己株式の処分による収入	93,518	-
配当金の支払額	44,274	63,838
新株予約権の発行による収入	54	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	247,747	543,318
現金及び現金同等物に係る換算差額	114	25
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	85,828	16,872
現金及び現金同等物の期首残高	1,247,841	1,162,012
現金及び現金同等物の期末残高	1,162,012	1,145,140

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司

杰意可有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用会社の名称

株式会社レイル

(2) 持分法を適用していない関連会社(プレシヤスデイズ株)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の株式会社レイルは、決算日が連結決算日と異なるものの、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

- 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ハ 少額減価償却資産
取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - イ 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

 - 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

 - ハ 返金引当金
将来予想される返金の支払に備えるため、過去の返金実績率を勘案し、売上高に返金実績率を乗じた金額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 - イ ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

 - ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段...金利スワップ
ヘッジ対象...借入金の利息

 - ハ ヘッジ方針
借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

 - ニ ヘッジ有効性評価の方法
特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等に相当する額の会計処理方法は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価算定会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2022年1月期の年度末から適用予定です。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2022年1月期の年度末から適用予定です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、当連結会計年度において「為替差益」となり、かつ、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「為替差損」は604千円であります。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、当連結会計年度において池袋支店及び新宿支店の本社への統廃合、並びに梅田支店の大阪支店への統廃合、福岡支店の縮小移転を決定いたしました。このため、統廃合及び移転後に利用見込みのない固定資産について耐用年数の見直しを行いました。また、統廃合及び移転する支店の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務の使用見込期間の変更を行いました。これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ30,210千円増加しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済・社会活動が制限されたことにより、求人企業の採用選考業務の遅れや求人への減少等が生じております。今後の広がりや収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の判定にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響については、2022年1月期においても当該影響が続くものの、夏以降は緩やかに求人需要が回復するものとの仮定に変更し、会計上の見積りを行っております。なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
投資有価証券(株式)	1,916千円	1,916千円

2 貸出コミットメントについて

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。この貸出コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
コミットメントラインの総額	-千円	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	500,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2019年2月1日 至2020年1月31日)	当連結会計年度 (自2020年2月1日 至2021年1月31日)
販売促進費	481,625千円	402,186千円
給与及び手当	702,693	803,403
賞与引当金繰入額	48,666	-

2 投資有価証券売却益

前連結会計年度(自2019年2月1日至2020年1月31日)
株hapeの株式を一部売却したことによるものであります。

当連結会計年度(自2020年2月1日至2021年1月31日)
該当事項はありません。

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2019年2月1日 至2020年1月31日)	当連結会計年度 (自2020年2月1日 至2021年1月31日)
工具、器具及び備品	30千円	5,106千円
計	30	5,106

4 投資有価証券評価損

前連結会計年度(自2019年2月1日至2020年1月31日)
株レオパレス21の株式について、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自2020年2月1日至2021年1月31日)
株日宣の株式について、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。

5 関係会社株式評価損

前連結会計年度(自2019年2月1日至2020年1月31日)
プレシャスデイズ株の株式について、関係会社株式評価損を特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自2020年2月1日至2021年1月31日)
該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	10,868千円	28,857千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	10,868	28,857
税効果額	5,636	12,820
その他有価証券評価差額金	5,231	16,036
為替換算調整勘定：		
当期発生額	111	23
その他の包括利益合計	5,342	16,013

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,779	898,021	-	905,800
合計	7,779	898,021	-	905,800
自己株式				
普通株式	400	39,600	21,400	18,600
合計	400	39,600	21,400	18,600

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

第6回新株予約権の行使による増加	500株
従業員持株会への第三者割当増による増加	61株
株式分割による増加	825,660株
ブックビルディング方式による募集による新株の発行	71,500株
第7回新株予約権の行使による増加	300株

自己株式の増加数・減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	39,600株
オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当による自己株式の処分	21,400株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度末 残高 (千円)
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出 会社	自社株式オプションとし ての第6回新株予約権	-	-	-	-	-	189
	ストック・オプションとし ての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとし ての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとし ての第9回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとし ての第10回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとし ての第11回新株予約権	-	-	-	-	-	54
合計		-	-	-	-	-	243

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月30日 定時株主総会	普通株式	44,274	利益剰余金	6,000	2019年1月31日	2019年5月31日

(注) 当社は、2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」については当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年4月28日 定時株主総会	普通株式	63,878	利益剰余金	72	2020年1月31日	2020年4月30日

当連結会計年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	905,800	6,000	-	911,800
合計	905,800	6,000	-	911,800
自己株式				
普通株式	18,600	45	-	18,645
合計	18,600	45	-	18,645

（変動事由の概要）

発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

- 第7回新株予約権の行使による増加 3,500株
- 第11回新株予約権の行使による増加 2,500株

自己株式の増加数・減少数の内訳は、次のとおりであります。

- 単元未満株式の買取りによる増加 45株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	自社株式オプションとしての第6回新株予約権	-	-	-	-	-	189
	ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとしての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとしての第9回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとしての第10回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとしての第11回新株予約権	-	-	-	-	-	48
合計		-	-	-	-	-	237

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年4月28日 定時株主総会	普通株式	63,878	利益剰余金	72	2020年1月31日	2020年4月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
現金及び預金勘定	1,162,012千円	1,145,140千円
現金及び現金同等物	1,162,012	1,145,140

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行っていく上で必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金の金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、新規取引先等の審査を行っており、取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。営業債務及び借入金については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰計画を作成することで適正な手許資金の流動性を維持することにより、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2020年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,162,012	1,162,012	-
(2) 売掛金	177,257	177,257	-
(3) 投資有価証券	202,165	202,165	-
資産計	1,541,436	1,541,436	-
(1) 未払金	72,152	72,152	-
(2) 未払法人税等	95,005	95,005	-
(3) 長期借入金(*1)	549,959	551,094	1,134
負債計	717,118	718,252	1,134

(*1)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値によって算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

非上場株式(*1)	3,696
敷金及び保証金(*2)	145,739

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(*2)敷金及び保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,162,012	-	-	-
売掛金	177,257	-	-	-
合計	1,339,270	-	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	144,456	131,168	120,924	81,425	43,946	28,040
合計	144,456	131,168	120,924	81,425	43,946	28,040

当連結会計年度(2021年1月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,145,140	1,145,140	-
(2) 売掛金	109,687	109,687	-
(3) 未収還付法人税等	129,297	129,297	-
(4) 投資有価証券	261,261	261,261	-
資産計	1,645,387	1,645,387	-
(1) 未払金	104,711	104,711	-
(2) 未払法人税等	5,117	5,117	-
(3) 長期借入金(*1)	1,151,896	1,151,865	30
負債計	1,261,725	1,261,695	30

(*1)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値によって算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

非上場株式(*1)	3,696
敷金及び保証金(*2)	148,780

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(*2)敷金及び保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,145,140	-	-	-
売掛金	109,687	-	-	-
未収還付法人税等	129,297	-	-	-
合計	1,384,125	-	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	349,111	363,852	247,696	123,950	60,657	6,630
合計	349,111	363,852	247,696	123,950	60,657	6,630

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年1月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	535	319	215
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	201,490	183,000	18,490
	小計	202,025	183,319	18,706
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	140	221	81
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	140	221	81
合計		202,165	183,540	18,624

当連結会計年度(2021年1月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	129	97	32
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	260,869	210,000	41,869
	小計	260,998	210,097	41,901
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	263	319	56
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	263	319	56
合計		261,261	210,416	41,845

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(2020年1月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	6,175	4,875	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	6,175	4,875	-

当連結会計年度(2021年1月31日)

該当事項はありません。

3. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(2020年1月31日)

従来、関連会社株式として保有していた(株)hapeの株式(連結貸借対照表計上額700千円)を一部売却したこと等に伴い、持分比率が低下し関連会社に該当しなくなったことにより、その他有価証券に変更しております。

当連結会計年度(2021年1月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について2,866千円(その他有価証券の株式782千円、関係会社株式2,084千円)減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について124千円(その他有価証券の株式124千円)減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額 (単位: 千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 2月 1日 至 2020年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月 31日)
新株予約権戻入益	-	1

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社関係会社	当社取締役 4名 当社使用人 26名	社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80,000株	普通株式 19,500株	普通株式 1,300株
付与日	2017年 5月 1日	2017年 7月 3日	2017年 7月 3日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p> <p>(b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者(以下、「社外協力者」という)として認定された地位であることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
	<p>(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>		
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年5月1日 至 2027年4月30日	自 2019年7月4日 至 2027年6月3日	自 2019年7月4日 至 2027年6月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年7月11日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第9回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第10回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第11回新株予約権 (有償ストック・オプション)
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社使用人 28名	社外協力者 5名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社使用人 102名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)	普通株式 18,800株	普通株式 1,900株	普通株式 32,100株
付与日	2018年11月21日	2018年11月21日	2019年4月24日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者(以下、「社外協力者」という)として認定された地位であることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の2020年1月期から2022年1月期の3事業年度の日本基準単体の営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権の個数(割当新株予約権の数)に当該各号に掲げる割合を乗じた個数の合計数(ただし割当新株予約権の数を上限とし、1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として、当該営業利益の水準を満たした期の有価証券報告書提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(1) 2020年1月期の営業利益が250百万円以上の場合 行使可能割合：50%</p> <p>(2) 2021年1月期の営業利益が310百万円以上の場合 行使可能割合：50%</p> <p>(3) 2022年1月期の営業利益が310百万円以上の場合 行使可能割合：50%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される日本基準単体の損益計算書における営業利益を参照するものとし、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で合理的な範囲内で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p>

第9回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第10回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第11回新株予約権 (有償ストック・オプション)
		<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p>

	第9回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第10回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第11回新株予約権 (有償ストック・オプション)
			<p>当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年11月22日 至 2028年10月21日	自 2020年11月22日 至 2028年10月21日	自 2019年4月24日 至 2029年4月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年7月11日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回 新株予約権 (有償ストック・ オプション)	第7回 新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第8回 新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第9回 新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第10回 新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第11回 新株予約権 (有償ストック・ オプション)
権利確定前（株）						
前連結会 計年度末	-	-	-	18,800	1,600	32,100
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	600	-	-
権利確定	-	-	-	18,200	1,600	32,100
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後（株）						
前連結会 計年度末	30,000	17,900	1,300	-	-	-
権利確定	-	-	-	18,200	1,600	32,100
権利行使	-	3,500	-	-	-	2,500
失効	-	-	-	-	-	1,100
未行使残	30,000	14,400	1,300	18,200	1,600	28,500

（注）2019年7月11日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第6回 新株予約権 (有償ストック・ オプション)	第7回 新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第8回 新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第9回 新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第10回 新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第11回 新株予約権 (有償ストック・ オプション)
権利行使 価格（円）	637	637	637	676	676	982
行使時平均 株価（円）	-	3,089	-	-	-	3,254
付与日にお ける公正な 評価単価（円）	-	-	-	-	-	-

（注）2019年7月11日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、時価純資産法及びDCF法等により算定した価格を総合的に勘案して算出する方法によっております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- | | |
|---|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 196,853千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 14,260千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	4,941千円	31,902千円
未払事業税	6,685	-
未払社会保険料	4,492	-
賞与引当金	14,824	-
返金引当金	12,346	10,239
減価償却超過額	-	8,144
減損損失	10,104	8,573
ソフトウェア	2,201	1,467
固定資産除却損	2,479	1,883
敷金及び保証金	5,766	9,176
投資有価証券評価損	661	699
関係会社株式評価損	638	638
資産除去債務	-	4,261
その他	241	4,919
繰延税金資産小計	65,383	81,905
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	4,941	27,792
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	9,194	20,622
評価性引当額小計(注)1	14,135	48,414
繰延税金資産合計	51,247	33,491
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,636	12,820
資産除去債務に対する除去費用	-	4,087
未収事業税	-	874
繰延税金負債合計	5,636	17,782
繰延税金資産純額	45,610	15,708

(注)1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	4,465	-	476	-	-	-	4,941
評価性引当額	4,465	-	476	-	-	-	4,941
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	482	-	-	4,691	26,728	31,902
評価性引当額	-	482	-	-	4,691	22,618	27,792
繰延税金資産	-	-	-	-	-	4,109	4,109

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	-
住民税均等割	0.7	-
評価性引当額	0.6	-
留保金課税	1.9	-
税率変更による影響	0.2	-
過年度法人税等	1.0	-
その他	0.4	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.1	-

(注) 当連結会計年度は税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、営業拠点の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、一部については資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、カレッジ事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位: 千円)

日本	中国	香港	合計
97,065	17,322	-	114,387

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 剛志	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 12.9 間接 56.3	債務被保証	当社不動産貸借に対する被債務保証 (注)3	86,767	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社エンスー	東京都江戸川区	10,000	資産管理会社	(被所有) 直接 56.3	当社役員資産管理会社	新株予約権の行使 (注)4	31,812	-	-

(注) 1. 上記(ア)～(ウ)金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、前連結会計年度において借入に対して当社代表取締役佐藤剛志から債務保証を受けておりましたが、当該債務保証は当連結会計年度中に解消しております。
3. 当社事務所の不動産賃貸借契約について債務保証を受けております。また上記取引金額には債務被保証期間の賃借料を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。なお、当該被債務保証は、当連結会計年度中に解消しております。
4. 2017年4月30日開催の定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年 2月 1日 至 2020年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月31日)
1株当たり純資産額	1,158.23円	845.23円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	269.43円	249.54円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	241.25円	-円

- (注) 1. 当社は、2019年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づき、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は2019年10月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、新規上場日から前連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年 2月 1日 至 2020年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は 親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	213,547	221,833
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は 親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	213,547	221,833
普通株式の期中平均株式数(株)	792,579	888,965
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	92,609	-
(うち新株予約権(株))	(92,609)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	144,456	349,111	0.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	405,503	802,785	0.6	2022年5月～ 2025年10月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	549,959	1,151,896	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	363,852	247,696	123,950	60,657

【資産除去債務明細表】

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上及び対応する除去費用の資産計上に代えて、賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。このため該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	709,833	1,200,348	1,716,829	2,241,304
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失()(千円)	15,300	142,757	214,740	282,859
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()(千円)	11,506	97,993	149,519	221,833
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	12.97	110.41	168.43	249.54

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	12.97	123.34	56.88	81.01

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,152,592	1,122,456
売掛金	159,376	105,611
貯蔵品	7,047	4,758
前払費用	52,749	48,124
未収還付法人税等	-	129,297
その他	1 17,049	1 39,146
流動資産合計	1,388,814	1,449,394
固定資産		
有形固定資産		
建物	84,613	147,829
減価償却累計額	30,142	63,826
建物(純額)	54,470	84,003
工具、器具及び備品	55,993	56,818
減価償却累計額	43,096	43,756
工具、器具及び備品(純額)	12,897	13,061
有形固定資産合計	67,368	97,065
無形固定資産		
ソフトウェア	1,691	15,206
特許使用权	147,352	122,989
その他	393	27,257
無形固定資産合計	149,437	165,452
投資その他の資産		
投資有価証券	203,865	262,961
関係会社株式	1,916	1,916
出資金	80	80
関係会社長期貸付金	1 39,889	1 72,411
敷金及び保証金	145,739	148,780
繰延税金資産	45,610	15,708
その他	57,721	66,024
貸倒引当金	24,958	57,440
投資その他の資産合計	469,864	510,442
固定資産合計	686,669	772,960
資産合計	2,075,484	2,222,354

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	176,268	1101,745
未払費用	96,714	63,963
預り金	6,322	1,489
前受金	83,805	75,976
1年内返済予定の長期借入金	144,456	349,111
未払法人税等	95,005	5,117
返金引当金	40,322	33,439
賞与引当金	48,413	-
その他	52,784	11,265
流動負債合計	644,093	642,107
固定負債		
長期借入金	398,138	796,155
その他	5,818	21,814
固定負債合計	403,956	817,969
負債合計	1,048,049	1,460,077
純資産の部		
株主資本		
資本金	252,827	255,171
資本剰余金		
資本準備金	218,144	220,488
その他資本剰余金	91,741	91,741
資本剰余金合計	309,886	312,230
利益剰余金		
利益準備金	933	933
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	452,100	166,422
利益剰余金合計	453,033	167,356
自己株式	1,543	1,743
株主資本合計	1,014,203	733,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,988	29,024
評価・換算差額等合計	12,988	29,024
新株予約権	243	237
純資産合計	1,027,435	762,277
負債純資産合計	2,075,484	2,222,354

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 2月 1日 至 2020年 1月 31日)	当事業年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月 31日)
売上高	2,956,556	2,210,477
売上原価	6 169,515	6 111,657
売上総利益	2,787,041	2,098,820
販売費及び一般管理費	1 2,448,061	1 2,341,527
営業利益又は営業損失()	338,979	242,706
営業外収益		
受取利息	820	301
受取配当金	44	55
為替差益	-	1,407
補助金収入	-	2,035
債務免除益	-	4,358
その他	1,325	1,772
営業外収益合計	2,189	9,931
営業外費用		
支払利息	8,776	4,895
貸倒引当金繰入額	6 887	6 32,482
その他	603	-
営業外費用合計	10,267	37,377
経常利益又は経常損失()	330,901	270,153
特別利益		
投資有価証券売却益	2 4,875	-
新株予約権戻入益	-	1
特別利益合計	4,875	1
特別損失		
固定資産除却損	3 30	3 5,106
投資有価証券評価損	4 782	4 124
関係会社株式評価損	5 2,084	-
特別損失合計	2,896	5,230
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	332,881	275,381
法人税、住民税及び事業税	108,348	2,988
法人税等還付税額	-	79,290
法人税等調整額	12,861	22,718
法人税等合計	121,209	53,582
当期純利益又は当期純損失()	211,671	221,799

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年 2月 1日 至 2020年 1月31日)		当事業年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		117,168	69.1	65,954	59.1
経費		52,346	30.9	45,703	40.9
売上原価合計		169,515	100.0	111,657	100

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	77,395	42,712	-	42,712	933	284,702	285,635	3,320	402,423
当期変動額									
新株の発行	159,272	159,272		159,272					318,545
新株の発行（新株予約権の行使）	16,159	16,158		16,158					32,318
自己株式の処分			91,741	91,741				1,776	93,518
剰余金の配当						44,274	44,274		44,274
当期純利益						211,671	211,671		211,671
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	175,432	175,431	91,741	267,173	-	167,397	167,397	1,776	611,779
当期末残高	252,827	218,144	91,741	309,886	933	452,100	453,033	1,543	1,014,203

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	7,756	7,756	504	410,684
当期変動額				
新株の発行				318,545
新株の発行（新株予約権の行使）				32,318
自己株式の処分				93,518
剰余金の配当				44,274
当期純利益				211,671
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,231	5,231	260	4,970
当期変動額合計	5,231	5,231	260	616,750
当期末残高	12,988	12,988	243	1,027,435

当事業年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	252,827	218,144	91,741	309,886	933	452,100	453,033	1,543	1,014,203
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	2,344	2,344		2,344					4,688
自己株式の取得								199	199
剰余金の配当						63,878	63,878		63,878
当期純損失（ ）						221,799	221,799		221,799
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	2,344	2,344	-	2,344	-	285,677	285,677	199	281,188
当期末残高	255,171	220,488	91,741	312,230	933	166,422	167,356	1,743	733,015

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	12,988	12,988	243	1,027,435
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				4,688
自己株式の取得				199
剰余金の配当				63,878
当期純損失（ ）				221,799
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,036	16,036	6	16,030
当期変動額合計	16,036	16,036	6	265,157
当期末残高	29,024	29,024	237	762,277

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ

時価法を採用しております。

3. 貯蔵品の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 少額減価償却資産

取得時価が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 返金引当金

将来予想される返金の支払に備えるため、過去の返金実績率を勘案し、売上高に返金実績率を乗じた金額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理方法は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、当事業年度において「為替差益」となり、かつ、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。なお、前事業年度の「為替差損」は603千円であります。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、当事業年度において池袋支店及び新宿支店の本社への統廃合、並びに梅田支店の大阪支店への統廃合、福岡支店の縮小移転を決定いたしました。このため、統廃合及び移転後に利用見込みのない固定資産について耐用年数の見直しを行いました。また、統廃合及び移転する支店の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務の使用見込期間の変更を行いました。これにより、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ30,210千円増加しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス(Covid-19)感染拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済・社会活動が制限されたことにより、求人企業の採用選考業務の遅れや求人の減少等が生じております。今後の広がりや収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の判定にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響については、2022年1月期においても当該影響が続くものの、夏以降は緩やかに求人需要が回復するものとの仮定に変更し、会計上の見積りを行っております。なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
短期金銭債権	13,254千円	600千円
長期金銭債権	39,889	72,411
短期金銭債務	3,174	3,348

2 貸出コミットメントについて

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。この貸出コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高は下記のとおりであります。

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
コミットメントラインの総額	-千円	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	500,000

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30%、当事業年度30%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70%、当事業年度70%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
販売促進費	481,625千円	402,186千円
給与及び手当	685,262	784,030
賞与引当金繰入額	48,666	-

2 投資有価証券売却益

前事業年度(自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)

(株)hapeの株式を一部売却したことによるものであります。

当事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

該当事項はありません。

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
工具、器具及び備品	30千円	5,106千円
計	30	5,106

4 投資有価証券評価損

前事業年度(自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)

(株)レオパレス21に対する投資有価証券について、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております

当事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

(株)日宣に対する投資有価証券について、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。

5 関係会社株式評価損

前事業年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

プレシャスデイズ㈱の株式について、関係会社株式評価損を特別損失に計上しております。

当事業年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

該当事項はありません。

6 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
営業取引による取引高		
その他の営業取引高	31,158千円	25,518千円
営業取引以外の取引高	887	32,482

(有価証券関係)

前事業年度（2020年1月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式1,916千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2021年1月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式1,916千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	- 千円	26,728千円
未払事業税	6,685	-
未払社会保険料	4,492	-
賞与引当金	14,824	-
返金引当金	12,346	10,239
貸倒引当金	7,642	17,588
減価償却超過額	-	8,144
減損損失	10,104	8,573
ソフトウェア	2,201	1,467
固定資産除却損	2,479	1,883
敷金及び保証金	5,766	9,176
投資有価証券評価損	790	790
関係会社株式評価損	6,762	6,800
資産除去債務	-	4,261
その他	241	127
繰延税金資産小計	74,338	95,781
評価性引当額	23,090	62,290
繰延税金資産合計	51,247	33,491
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,636	12,820
資産除去債務に関する除去費用	-	4,087
未収事業税	-	874
繰延税金負債合計	5,636	17,782
繰延税金資産純額	45,610	15,708

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	-
住民税均等割	0.7	-
評価性引当額	0.6	-
留保金課税	1.9	-
税率変更による影響	0.2	-
過年度法人税等	1.0	-
その他	0.7	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.4	-

(注) 当事業年度は税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(資産除去債務関係)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	84,613	63,216	-	147,829	63,826	33,683	84,003
工具、器具及び備品	55,993	10,989	10,165	56,818	43,756	5,718	13,061
有形固定資産計	140,607	74,206	10,165	204,647	107,582	39,401	97,065
無形固定資産							
ソフトウェア	73,147	16,795	-	89,942	74,736	3,280	15,206
特許使用権	300,440	13,000	-	313,440	190,450	37,362	122,989
その他	393	27,660	796	27,257	-	-	27,257
無形固定資産計	373,980	57,455	796	430,639	265,186	40,642	165,452

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

2. 「建物」及び「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は主に新規拠点開設及びサービスのオンライン化に対応するための各種設備、内部造作、什器備品の購入によるものであります。

3. 「特許使用権」の「当期増加額」は主に特許使用権の取得、事業譲渡を受けたWebサイトやサービス及び開発中のシステムによるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	24,958	32,482	-	-	57,440
返金引当金	40,322	33,439	-	40,322	33,439
賞与引当金	48,413	39,657	87,717	353	-

(注) 1. 返金引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、引当額と実際支給額との差額の戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年1月31日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.jaic-g.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度29期（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日） 2020年4月30日関東財務局に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年4月30日関東財務局に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第30期第1四半期（自 2020年2月1日 至 2020年4月30日）2020年6月15日関東財務局長に提出。

第30期第2四半期（自 2020年5月1日 至 2020年7月31日）2020年9月14日関東財務局長に提出。

第30期第3四半期（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）2020年12月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく
臨時報告書 2020年5月1日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月28日

株式会社ジェイック

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂井 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイックの2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイック及び連結子会社の2021年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月28日

株式会社ジェイック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂井 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイックの2020年2月1日から2021年1月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイックの2021年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。